

ういう方々の御意見等も承っておりますが、大體いま事務局の申しましたくらいしか、それぐらゐのスピードでしか収録できないと思ひますので、十年ぐらゐあとの程度の第二書庫というよりなものをするか、これはやはり検討してよろしいことであると思ひます、いづれ検討することになると思ひますが、当初の出発等においては、あまり不必要な面積まではどうかということも考えましたし、また人員等もきつめて簡略な機構人員で出発をいたしますので、そういう意味でさしたりという感傷で出発するわけではございません。

○和田(耕)委員 この計画をおつくりになるのに、外国のいろいろなところと同じような設備をお調べになつたと思ひますけれども、外国、特にアメリカとかイギリスとかドイツとかいう国と比べて、この規模はどういうふうなところですか。

○柳川説明員 外国と規模を比較しますと、だいぶ大きいものから小さいもの、いろいろございしますが、大體いまの建物の規模や、それから蔵書のわれわれが現在予定している規模から考えますと、オランダの公文書館くらいにたいだいのところを匹敵するのではないかとこのように考へております。

○和田(耕)委員 オランダの規模くらいでいいですか。この大日本帝国じゃないけれども……これはそういう資料の選択にもよるのでしょうけれども、やはり非常に要領、発展期の日本ですけれども、やっぱり資料の集積は必要だろうと思ふのですけれども、長官、オランダ程度の規模でいいと思つておりますか。

○山中国務大臣 これはいま急遽答弁をいたしたしたのでオランダ程度ということをつたつたのでしょうけれども、それでなくて、この規模その他いろいろありますと、数の問題なんかでもすいぶんまた各国違うわけですね。国で一方所の日本みたいな国立公文書館のところもあれば、中央のものがあつて、さらに地方にもたくさんあるとか、いろいろございまして、一がい比較もできませんし、さらに歴史の古い国等、日本の場合は非常に歴史が

古くて、しかしながら近代国家になつたのは近々百年あまりというふうなことを考えますと、一がいの比較はできかねるという感じがいたしますが、一応これができまうと、諸外国が公文書関係で共通の興味を持つておる立場から日本の公文書館を見た場合に、日本としてはいかにも粗末なものであるという感じにはならないのではないかと私は一応判断しておるわけでございます。

○柳川説明員 まず公文書館の歴史を申し上げなければいかぬと思ひますが、日本におきましてはこれからできて、おおい蔵書を収録してまいるといふことではございしますが、たとえばイギリスでございしますと、一八三八年にできておる。それからアメリカでございしますと、一九三四年にできておる。ただいま申しました規模のオランダでございしますと、一八〇二年にできておるといふようなことではございまして、各公文書館は相当年数たつておるわけではございします。それで、そういう歴史を踏まえてまいつておるので、ただいま現在の日本の規模がこれで適正かどうかということ、今後の問題になつてくると思ふのでございします。

それで、ついでに保存量なども申ししますと、これはキロメートルであらわしておりますが、イギリスで百キロメートル、フランスで二百キロメートル、イタリアで五十二キロメートル、オランダが四十四キロメートル、そういうところが現状でございします。日本のさきさき百万冊と申し上げましたのは四十キロメートルに当たるわけではございします。

○和田(耕)委員 たとえばイギリスやフランスと比べると蔵書の冊数はどういふふうになりますか。

○柳川説明員 私どもでは四センチをもつて一冊ということでは先ほど百万冊というように申し上げ

ましたけれども、イギリス、フランス等につきましてはキロメートルで示しておりますが、冊数というところではございしません。ですからイギリスは百キロメートル、わが方は四十キロメートル、二・五倍ぐらゐになりますか、そんな感じではございします。

○和田(耕)委員 イギリスに比べると約半分足らずになるわけですね、面積からいいます。イギリスは古い国ですけれども、日本もそれに劣らぬくらい古い国なんですけれども、開設するのは本年から始めるのだからたいへんあれけれども、いづれにしても、そういう単なる事務的なあれではいかぬと思ひます。せっかくおつくりになるからには、日本の近代史の軸になつておる公文書を本格的に集めて、そうして便利に使えるようにするといふことになれば、いまだにもっと大に考へてやつておく必要があると思ひます。いかにこの計画が小さいという感じを受けるわけではございまして、長官、今後何年にこれが一ぱいになるかちよつとわかりませんけれども、歴史学界の人たちは、三、四年すれば手狭になるのじゃないかといふことを心配してゐるわけですね。十年ぐらゐはだいじょうぶだろうとおしやるのだけれども、そこらあたりの問題を今後ともよく検討なさつて、これを逐次拡大していくという余地を残しながらこの計画を立てていくことが必要じゃないかと思ひます。

○山中国務大臣 やはり日本の場合も諸外国との対比を考へながらいふものはつくらなければならぬと思ひます。ただ、いままで日本は国立公文書館といふような形のものがなかった。ただかろうじて内閣文庫みたいなもので、古文書等も含めて、ずいぶん古い建物で保存状態が悪いのです。細々と資料として残されてゐるというよりな状態でありましたし、非常におくれたことは日本としては遺憾なことである。しかしながら、日本も近代国家であつて、長い歴史を持つ国家であるといふことから、やはり専門の文書等は、すみやかに政府の国立公文書館という權威ある建物の中

に、權威ある保存のされ方あるいは近代的ないろいろの保存のしかた等もよく研究しながら出発することが先だといふ気持ちでございましたので、これを五十年ぐらゐまで耐え得るものにしたほうがいいか、十年目ぐらゐには少なくとも書庫をさらに一つくらゐなければならぬがそれでもいいか等の議論は、やはり出発しようという議論が優先いたしました、ある意味では日本としては形としてやちやちやなものと思われかねないものがあると思ひますが、しかしながら、蔵書作業が始まりまして、今日の日本の事情から考へて、非常に整然とした、諸外国の歴史の古いところから来られても、あまりそうつまらぬじやないかといわれるようなことにはならぬようにできるのではないかと考へておるわけではございします。

○和田(耕)委員 これは各地方の公共団体の文書はどの程度に収録する予定を持っておりますか。

○柳川説明員 現在のところ、地方の文書を直接集める予定はございません。しかし参考文獻といふようなものになるかと思ひますが、おおいそいうい文書も集めてまいりたい予定にしております。

○和田(耕)委員 たとえば古い満洲關係の、満洲國の政府關係とかあるいは満鉄のものとか、そういうふうなものもお集めになりますか。

○柳川説明員 参考になる資料は、どこにあるかわかり次第、おおい集めてまいりたい、こいう予定にしております。

○和田(耕)委員 いま長官からの話もありましたけれども、これはできるだけ先だといふ感じがよくわかるのですけれども、案外こいうものは、どういふ小さな計画をやつてもすぐ手狭になるものなんです。したがつて、五・六年後にはやはりこれは拡張しなければならぬといふような気持ちを持つて、いまだからこいうふうな計画を頭に描いておくことが大事だと思ひます。

それと関連して、この人数の問題、これは蔵書の収容能力と關係があるのですけれども、三十八

名といるのはいかに少ない感じがするわけですが、これども、たとえ先ほどのイギリスの場合、日本の二倍ある以上はそれ以上の広さを持つてゐる。こゝへつとめる人にしては百人前後の人がおるような話を聞いておるのですけれども、こういう問題も、今後次第にこれをふやしていくという気持ちを持っておりませう。

○山中国務大臣 四十名足らずの人間で完全であるかどうか、これはまた運用のしかたの内容の問題にもなりましようが、さしあたり当初の仕事は、それらの書類を各省から移しかえて運ぶ作業的な部門が多うございませうので、当初管理職等がしつかりたしてございませう、こゝしはらくの間は、両三年ぐらゐはそれの人数でいけるのではないかと。これが整備されて、今度は国立公文書館の活用時期に入つてまいりますと、やはりもう少し増加等は考えなければならぬだろうと思つております。

○和田(耕)委員 三十八名というところ、いろいろと職務的な業務に当たる人が十七、八名は要すると思ふのですけれども、実際に書類の点検をして集める人となる二十名前後になる。普通のいろいろな機関の運営から考へてそういうことになるわけですから、この点でも何か手狭なような感じを受けるわけですが、この問題もひとつ今後とも少し弾力的に考へていただきたいと思います。さういふ点、何か英、米、仏などの国立公文書館には、百名から多いところは三百名あるというのですね。これはつまり、實際やってみてどういふふうなたくさんさんの人が要するということになるわけですから、いまちょっと目先に見える仕事量あるいは蔵書の数が目に映つてゐる範囲では三十八名、実際にやられるのは二十名というふうなことが目に入らぬかも知れませんが、諸外国の英、米、仏等の国で見ると、百名から三百名ぐらゐの人が現に働いておるということになると、収容能力と同時に人員の問題も考へておく必要がある、こゝういふふうに思ふのです。

続いてこの中の質の問題なんですけれども、こ

の人はどういふような人をどういふふう採用しますか。現在の三十八名のうちでね。

○山中国務大臣 一応私どもの機構として考へておられますのは、館長のもとに庶務課長、公文書課長、それから現在の内閣文庫をそのまま移して内閣文庫長というものをかしたらいいと思つて、それだけ必要な係長クラスに至る機構を考へておるわけでございます。

人選については、もうそろそろ人ならなければならぬわけですが、普通のものさしでなく、そういう公文書保存なりあるいはそういう分野についてふさわしい人がおられるはずであります。そういう意味で、経歴と申しませう、そういうものも必要であります、その人が向いてゐるかどうかということも選考したいと思つておられますけれども、これからいろいろと検討してみたいと思つております。

○和田(耕)委員 このお仕事をなさるのに、どういふ資料をどういふ順序で集めるというふうな、選考する機関を設置する御予定がございませうか。

○山中国務大臣 人選のための選考でございます。

○和田(耕)委員 いや、人選を含めて、それとどういふ内容の公文書を集めてくるかというところを、選考するし、順位をつけたらというふうな運営の機関ですね。

○山中国務大臣 人選については、何かさういふ審査会みたいなものを設ける意思はありません。責任ある立場の者が必要な関係と協議をして定めるべきものと思ひます。

ただあとの運営については、これはなるべく公開が原則でありますし、すべての国民あるいは国際的にもオープンで利用してほしいものではないかと考へておられます。そのためには、集め方あるいは配置のしかた、保存のしかた、公表のしかた等についていろいろと問題がありましようから、各界各層の御意見等も承る必要もあるかと思ひますが、常時国立公文書館に運営委員会が置かれていて、絶えず会合をするというほどのものでもない

と思つておるわけでありませう。私いたしましては、予算のときに、公文書館という国立のものであります以上は、きちんとした格づけのあるものでなければならぬというところで、八条機関に基づく国立公文書館であるということに若干意を用いたという点がございませう。その格づけのものとふさわしい運営を国民のためにしていきたいと思つておられます。

○和田(耕)委員 これは、ただ資料を置いておいて、来た人に事務的に便宜をはからすというふうなことも大事ですけれども、それより以上に、内容的にこゝういふつばな公文書館というものを、つくり上げるというためには、それにふさわしい人が必要なのでございませう。特に館長になる人は、単に役人のそれらしい経歴というよりは、むしろ歴史的なそういう公文書を見る目のある人を責任者に選ぶ。館長でございませう、館長のそういう一面を代行するやうな人には、さういふ能力のある、内容の仕分けのできる人を選ぶということが必要な感じがするのですが、こゝういふ問題は長官はどういふふうにお考えになりますか。

○山中国務大臣 それも一つの要素でございませうし、関係各省の文書をスムーズに話し合ひで移すのには、やはり役人経験のある人もその要素の一つに、プラスの要素として考へていいということもございませうから、さういふ経歴は排除するとか、さういふ経歴の人をとるとかいうことはちよつと考へられない。経歴のみにこだわらずに、その人柄なり、さういふ方面に向いてゐる人であるかどうかというやうなことを私としては考へたいと思つておられます。

○和田(耕)委員 こゝういふときに、よく民間の人をという説をする人がありますけれども、私はさうは思つておりませう。やはり公文書を集める、そして保存をし、国民の利用に便利にならうにつくるわけですから、役人の関係の能力のある人がなるのはいいと思ふのですが、ただ国立公文書館というわけでは、日本の近代史の内容をこの場集積して組織していくわけですから、やはり歴史学の

よくわかる人、少なくともさういふ人が半分くらいは、その館の中にいないと、権威のあるものがなかなかできないのではないかと感ぜられるわけであつて、さういふ点についての今後の運営の問題についてひとつ御考慮いただきたいと思つておるのですけれども、その問題をひとつ……。

○山中国務大臣 現在の内閣文庫等もさういふことで専門的な人もおられるわけでありませうから、十分配慮してまいります。

○和田(耕)委員 と同時に、資料の選別をする収集のための委員会、名前は何かいろいろつくと思ひますけれども、さういふものも必要だと思ひますね。たとえは専属の雇つた人ではなくても、その上のいろいろな人事も含めて相談をするやうな機関というものを一つかふせておいたほうが、こゝういふ問題についてはいろいろと便利じゃないかというふうに思ふのですけれども、長官、さういふお考えはないでございませうか。

○山中国務大臣 それも一つの手段ではありませうが、これはこつそり隠して集めておくというふうなことはありませうから、各省庁から円滑に話し合ひで次々と書類が移つてまいりまして、それを保管しておることはオープンで、だれでも経過としても結果としても見られるものでありませうから、これは専門の学者先生はじめ、一般の人たちからも、あれではないかといふとか悪いとか、いろいろの御批判をどんどん受けるものにならなうと思ふのです。ですから、事前にさういふことにならないやうに、さういふ配慮も必要であります、それも一つの意見だと思ひますが、これはやはり運営そのものがオープンでなされまうから、国民が見て、あるいは専門の人が見ていいことと言われることがあれば、すぐに直すということをやつていくのではないかと考へておられますけれども、いまのところはさういふことまで決定的な考へとしては持つておりませう。

○和田(耕)委員 これで質問を終わりますけれども、特にこれに深い関心を持つてゐる歴史学界関係の人、そして外国方面のことをよく知つてゐる

経験者から、きよりは私が質問申し上げたような点について特に長官に御意向をただしてくれという強い注文があるわけで、申し上げたわけでごさいますけれども、二、三年のうちに手狭になるのでは困るので、しかもまた、これはいま考えてみると案外広く、十年も使えるように思つても、これはどこで役所でも必ずそうなんです、資料はすぐ手狭になつてしまふわけですから、いま予算はきまつてゐるわけでしょうけれども、いまからできるだけ今後の拡張のしやすいような運営のしかたと、そして人員の問題についてもこれ以上ふやせないのだという感じがしてはなくて、現在少ないことはきまつてゐるわけですから——他の国は百人から三百人もおるのに、日本は全部いろいろ合せて三十八人しかおらぬということ、どう考へても少ないという感じがいたしますから、収容能力の問題、人員の問題、内容の問題についても内容のよくわかる人たちをこれに入れるという三点について、今後の運用の問題について特に要望しておきたいと思ひます。

○天野委員長 上原康助君。

○上原委員 せっかく総務長官が御出席なさつておられますので、沖縄問題についてお尋ねしてみたいと思ふのです。

長官も御案内のように、内政面に伴う沖縄の復帰準備というものが非常に広範囲にわたつてゐるということ、さらに問題が非常に複雑で、琉球と政府と意見調整なども困難な面もある、また県内の県民会議等における意見の異なつた面もあつて、当初予定をされておつた復帰対策第二次要綱のまとも非常に時間がかかつてゐるという現状であります。広範囲にわたる問題ですが、きよりは限られた時間で軍関係労働者の間接雇用への移行問題についてお尋ねしてみたいと思ひます。

これまでの長官の御発言等からして、できるだけ早目に間接雇用に移行するという方針でいろいろ御苦労を願つてきたわけですが、率直に申し上げてなかなか進展をしていない。第一次復帰対策

要綱を見ましても、この基地労働者の間接雇用への移行の問題については何ら触れられておりません。大綱さえも打ち出されてゐない。その背景なり事情等については私もある程度理解をいたしますが、内政問題の最も重要なウエイトを占めるであろう基地労働者の間接雇用への移行問題が一次要綱で打ち出されてゐないし、また現在どういう準備がなされてゐるのかについても公式にはほとんど明らかにされてゐない実情であります。

そこで第二次要綱の中で軍雇用員の間接雇用への移行問題がどう取り上げられようとしてゐるのか、あるいはまた現在政府内でどういうような準備がなされてゐるのか。これは防衛施設庁ないし外務省とも関連ありますが、沖縄の問題の担当大臣という立場で御見解を賜りたいと思ふので

○山中国務大臣 一次には入れませんでしたし、二次要綱にも入れないつもりでおります。と申しますのは、一次で一応沖縄全体の労働問題としては表現をいたしておるわけでありまして、そこにおつしやるように軍労働者という言い方はいたしておりません。その理由は、第一次では雇用対策という言い方をしまして、「離職者の能力の再開発」そういうことはございまして、これは軍職者であつて言つてゐないという問題は、二次においても軍職者の問題を取り上げられない、いわゆる間接雇用問題として取り上げられないという意味でございまして。それはアメリカ側との折衝、いわゆる外務省折衝にどうしても乗るわけでありまして、その関係で、米側のほうからよろしいという復帰前の間接雇用への移行という返事がなかなか得られない。ただししかしながら、入城チェックという問題についてはたびたびこちらのほうでも同じように言つておりましたが、これは復帰まで手放さないということも明確に言ひました。この点は手放さないという方向が明確に言ひますと、なかなか外交折衝でも、手放さないというものを手放させることはむずかしいような気がいたしておるわけでありまして。しかし間接雇用の問

題は、これは復帰まで絶対に移させないのだとは言つておりません。そのために当方としては復帰対策要綱に盛り込んで書き込むところまでまいらないのは残念でありますけれども、外交折衝の関係でありますから、まとまつたらこれは書き込んでいくこともできます。しかしその過程において、来年度予算等において、間接雇用に移行することは復帰と同時に当然のことでもありますから、その移行の準備の予算その他については、琉政側と沖縄事務局との間において遺憾なきを期して、復帰の日と同時に間接雇用ができるような事務段階における準備の予算は計上して、その作業は一方的に進めていかなければならないことであると思つております。

○上原委員 いまの御答弁は大体これまで賜つた中身なんです、第二次要綱でも、この問題、基地労働とあえて言わない、沖縄の労働者全体の面でカバーなさつていくということだと思ふのです、私がなぜ間接雇用の問題をあえて強調いたしますかといふと、少なくとも二万五、六千の第一種、第二種の雇用員が本土の基本労働契約ないしは諸機関労働契約に切りかえられるわけですね。政府ベースでの準備を進めておるということ、はかねがね答弁を賜つてゐるわけですが、どういう方法で進められてゐるのか、またアメリカはおそらく間接雇用にどういう方向でやるといふ了解を日本政府に与えてゐないんじゃないかという気がするわけです。復帰までに間接雇用への移行というものをまだアメリカ側は了解をしてゐないという御発言ですが、もう復帰といひましても来年の四月ないし七月だ。そこに非常に疑問が出てくるわけなんです。そこで、たとえば沖縄の軍関係雇用員の実態を把握するための基礎資料とか、そういう間接雇用に移行するに十分な資料が米側から入手されてゐるのかどうか。ただばく然とした形で、復帰になれば法律が適用できるのだから間接雇用になるのだということだけでは、実際に復帰した時点で相当混乱が出てくると思ふのです。いま防衛施設庁が見えてないようです

が、そこらの点はどうですか。

○山中国務大臣 率直に申し上げますが、アメリカ側はそういう資料を公開したがりません。そこで幸い昨年、四十五年の本土の国勢調査に伴つて沖縄でも国勢調査をやりました。それに関連をさせながら琉球の御努力をわすれずして、軍労働者関係の実態の人員というよりな等の等について正確な把握が沖縄側の立場からしてできたと思つております。しかし米側の雇用する立場からの資料というのは公開してもらえないということでごさいます。

○上原委員 国勢調査の資料では十分な対策は立てられないのじゃないかと思ひますがね。そこで御案内のように、沖縄の場合、人事管理も四軍いまだ別々になされてゐるわけなんです。指揮系統も別々。もちろん本土においても指揮系統の面においては別な面もあると思ふのですが、沖縄の場合は本土とは異なつた形の軍の機構管理がなされてゐる。そこらも間接雇用に移行するという時点においては何かの政策変更といひますか、あるいは労働管理というものを統一化していくということ等もなされなければいけない問題だと思ふのです。間接雇用に移行するといふ前提で了解をいたしまして、現在本土の基本労働契約なり、諸機関労働契約というものがそのまま適用されるのかどうか。これも法的にもあるいは契約経緯からして、かなり問題があるのじゃないかと思ふのです。そういう詰めた問題も相当検討を深めていかないと、とても間に合わないのじゃないかという気がいたしますが、基本労働契約はストレートに復帰の時点で適用されていくのかどうか。そこらはどういふ御判断ですか。

○山中国務大臣 アメリカ側というのは、あと一年がばつてみたつてしょうがないじゃないかと私たちは思ふのですが、そういうことはがんばるわりに、復帰の時点においては本土並みに、沖縄においても全くそのとおりにやることについてはまたこれは完全にあきらめといひますか、そういう意味においては抵抗はしないという態度であり

ますので、これはもちろん本土の責任においても、本土の間接雇用下に置かれていた各種条件といふものが完全にアメリカ側と同じ条件において行なわれるということは間違いないと信じております。

○上原委員 考え方なり、政府の姿勢という立場では理解できないわけでもございせんが、御案内のように、歳出外資金、いわゆる諸機関の場合の取り扱いなり、また歳出資金の場合も、本土の場合には防衛施設庁長官と在日米陸軍調達本部契約担当官との間に基本労務契約及び船員労務契約が締結されているわけですね。また、諸機関のための労務の提供については、防衛施設庁長官と在日米軍司令官との間に締結された諸機関労務協約に基づいている。そういういわゆる軍、契約をする相手側といふものが、現在の基本労務契約で、沖縄の場合はどういふ契約の方向になつていくのか、そういう面の検討といふものが進まないでは、いま長官おっしゃる通りに、当然復帰の時点においては間接雇用になるのだから問題は無いのだというのですが、しかし、そういう面が具体的に明らかになりませんと、基本労務契約の中身についても、あるいはそれから派生をする労働者の基本権の問題、賃金形態の問題、労働条件、身分の問題等に影響を及ぼしますよ、これは。だから、われわれ従来は間接雇用の問題については、ただ政府の見解なり方向といふものをお伺いしてきたわけですが、現時点においては、復帰の準備といふことはそういう具体的な中身といふものが検討をされ、問題点があるといふものについては当然明らかにし、また関係当事者間で話し合ひも進めていかないと、きまつた段階においてどうにもならなかつたということでは、多くの労働者に不利益を及ぼさないとも限らない。そこらの点についてももう少し明らかにしていただきたい、きのう防衛施設庁もお願ひをしてあったのですが、まだ担当の方がいらつしやらないようです、長官の立場からでもよろしいですからお答え賜りたいと思つたのです。

○山中国務大臣 こまかな契約の技術上の問題等もし質問がありましたら防衛施設庁に答弁してもらうことにしまして、基本的には本土と同じ契約条件、同じ賃金の計算方式、その他一切を含めて本土並みに移行するわけです。でありますから一部の新聞に伝えられましたように、アメリカ側としては持ち金がふえるとかなんとかいろいろ苦情も言っているのはそこらにあるわけでありまして、完全に本土並みになるということですから、その点の心配は、少なくとも復帰という時点においては全部解消するのであるということは明確に申し上げられると思ひます。

○上原委員 いまの長官の御答弁で、本土の駐留軍関係に適用されている基本労務契約、これは諸機関、船員を含めてです。その内容なり条件といふものが、復帰の時点ではそのまま適用される、したがって労働基本権においても、あるいはその他の就職条件においても、本土の防衛施設庁がおりになつていふ方式を沖縄の軍関係労働者にも適用されるということに受け取つてよろしいですか。

○山中国務大臣 そのとおりでございます。

○上原委員 いまの点と関連いたしますが、これはできれば防衛施設庁のほうで詳しくかと思つたのですが、御案内のように沖縄には現在布令百十六号といふのがあつて、さらに就職申し込み書といふものがございます。その中にいろいろ労働者に不利になる条項が書き込まれてゐる。また本土でいう保安解雇的なものも相当出ております。復帰の時点においては過去の記録の取り扱い、あるいは現在米軍が用いてゐるような、労働者の権利を規制をする、その信条等を侵害すると見られるような就職申し込み書といふものが適用されておるわけなんです。先ほど長官のおっしゃる本土並みといふことになると、当然そういうものもなくなるといふことがいえますか。ただそのなくなるといふ時点においても、過去の記録の取り扱いについてどういふ方法をおとりになるのか、ちよつと

技術面ですが、聞かしていただきたいと思つたので

○山中国務大臣 過去の記録のことは、ちよつと私はそこまでわかりませんが、少なくとも復帰の後には本土の全駐分の皆さんと同じ条件のもとに就職もし、あるいはまた勤務もする、その条件も同じであるということになることは間違ひありません。

○上原委員 防衛施設庁来たようでございますので、本土において基本労務契約は、過去において直接雇用から間接雇用に移行する場合の事務上の手続はどういふものであつたのか、あるいはまた諸機関が、昭和三十六年ですか、移行された場合にどういふ関係でやられたのか、ちよつと御説明願ひたいと思ひます。

○鋼崎政府委員 まことに申しわけないのですが、労務関係を担当しておりませんので……。

○上原委員 長官にお伺ひいたしますが、復帰の時点で間接雇用に移行するということですから、当然法律上の雇用主といふものは防衛施設庁、日本政府ということになりますか、それに変わるわけですね。その場合に、たとえば七二年の四月一日から四月一日、七月一日でもよろしいのですが、某月某日間接雇用に移行されたという段階においては、雇用員の身分の取り扱ひはどうなりますか。そこで端的に申し上げますと、全員解雇といふ立場をおとりになるのか、継続雇用といふような方法をおとりになるのか。

○山中国務大臣 私どもは継続雇用を希望しておるわけです。主張しておるわけですが、米側においてはそこらに若干感觸の違いがあらはれますので、これは外交ルートでいまやっておりますが、どの手段をとるかについて議論の分かれておる点もあります。しかし米側がどのような手段をとつても、軍務の一人一人の身分なり、あるいは将来にわたつての退職金等の計算等の前提となる総勤務年限なり、ペースなり、そういうもの等は、本土政府の責任において補てんをするというにしたいと思ひますので、そこらの点は外

交渉の問題で、私はそれ以上詳しく知りませんが、進展しておると思ひますし、米側の意向のいかんにかかわらず、軍務者の諸君が、復帰したときに本土の労働者、駐労働者の人と違ふということにならないように措置をいたします。

○上原委員 政府の考え方をいたしては、継続雇用を希望なさつておられる。ただ、その場合に私が調べた範囲あるいはわかる範囲内においては、本土においては基本労務契約に移行される時点においては、軍側は一応解雇の措置をとつておるわけですよ。昭和二十一年の基本労務契約への移行の問題、諸機関労務協約への移行の問題においては、法律上の雇用主といふものが明らかに解消されるわけですから、継続雇用といふ場合の取り扱いについてはいろいろ問題が出てくると思つたのです。労働者個々の立場でいうと、退職手当の問題がすぐ影響してくる。たとえば継続雇用といふことになりますと、勤務年数をずっと引き継いだという形で間接雇用という方法も、合意に達すればあるでしょう。しかし、そのことに對して、個々の労働者が雇用主が違ふのだから納得いかないという問題も出てこないとも限りません。その時点での退職手当の取り扱いといふのはどのようなとお考えですか。

○山中国務大臣 そこらのところは、いま議論もしておる問題でして、アメリカ側も別段退職させると言つておるわけではないのです。しかしながら、いま言われましたような本土の経緯等もあるのだから、やはりこの際一区切りはつけるべきだといふ意見が米側のほうにあるわけです。それに對してこちら側としては、継続してそのままでいきたいといふことでもございします。それがかりにどちらのほうの意見に結果なつたとしても、ただいま上原委員の言われる一人一人の軍務者の方々の最終的には退職金計算といふものまで影響のある、継続しておつたならば、切れておつたならばこゝろふうになつてしまふという問題については、その架空上の計算はできませんけれども、その架空上の計算に基づいて、軍務者の立場におい

てマイナスになる面についてはマイナスにならないように、継続勤務しておいた者と同じ条件でもって勤務もでき、退職金計算もできる措置も講じます。こういうことを言っておるわけですから、これは単なる形式上の問題に終わるだろうと思っております。

○上原委員 まあ形式上の問題に終われば非常に幸いといえますか、あるいは摩擦のないような方法で解決できるかと思うのですが、しかし何万という労働者の雇用形態の変更の問題ですから、確かに間接雇用に移行したといえども、働く職場も仕事も同じだという面では形式的な面も出てくると思うのですが、身分の取り扱い上は、かなり困難な面、労使の意見の相違というものが出ないとも限りません、この件は。したがって、これらの点についても早急に政府の考えというものを公式に明らかにできるように、この点は要望申し上げておきたいと思うのです。

○防衛施設庁 賃金面はお伺いしていいですか。

○銅崎政府委員 賃金も担当いたしましたのであります。

○山中国務大臣 いまの問題は、私が申し上げておることは明確だと思っております。いまの雇用がそのまま継続するという形で、しかも内容は本土並みの給与の計算その他も適用されて、そして退職等においても、途中における形式上の身分変更があっても、何らそれが実質影響のないように措置をするというのですから、これは政府の態度を明確にしうと言われてもこれ以上明確な話はないと思ふ。そう思いませんか。そうなるわけですから、アメリカ側が何と言おうと、政府のほうではそういういたします、こう言っておるのですから、政府の態度として明確だと思ふ。

○上原委員 まあことを返すつもりはございませんが、大臣の立場でそういう御回答をいただいても、防衛施設庁なり防衛庁あるいは外務省の対米折衝の結果、必ずしもいま大臣がおっしゃったような方法でいかな面も出ないとも限らないわけですね。間接雇用の移行の問題にしても、当

初の大任の御見解なりお話からすると、もうすでにできておったというふうな印象を前に抱いたことがあるわけなんです。これだけむずかしい面がありますので、雇用形態の変更にあたっての身分の引き継ぎ、それと関連する退職手当の精算といひますか、計算方式の問題なり、あるいは労働者の賃金形態も、御案内のように本土と全く違います。そういう個々のものが、アメリカ側がどう言おうがわがほうはこうしますのだと言つても、なかなか思うようにいかな面も私はあると思ふのです。そういう懸念があるから、賃金形態なり個々の問題についても、できるだけいま大臣がおっしゃったような方向で処理できるという公式な見解というものを出していただきたいということでございます。

これと、次に……

○山中国務大臣 ちょっといまの問題ですが、これは復帰前の間接雇用形態を実現させたいという私の努力というものが、施政権を持つておるアメリカとしては、なかなか壁が厚い。私は率直に申し上げておるわけです。それと、復帰したあとにおいて日本側がどういふ措置をとるかにについて、復帰の時点においてアメリカ側との合意を得るという問題は、主導権は日本側にあるわけなんです。復帰した後はこうしますということなんです。それから、それについては、アメリカ側は切りかえ時の措置等についてアメリカ側の見解を述べておるといふことだけであつて、これは外務省とも大蔵省とも話をしております。ただ、防衛施設庁は、それに伴つて契約、技術その他条件等、いわゆる事務をやるわけですから、大どころについては各省とも打ち合わせして私は発言をしているのですから、これは政府の公式見解でございます。

○上原委員 念を押すようで失礼ですが、アメリカ側は、私の感觸ではいろいろ問題があるわけですね、現地の軍側の意向には、復帰の時点で、あるいは間接雇用に移行する段階において、アメリカ側がどういふ要求といひますか、要請なり、あるいは本土と異なつた形の間接雇用方式をとりたい

ということがあつても、政府としてはそういうことは絶対やらない。本土と全く同等の間接雇用方式といふことをおとりになるということですね。

○山中国務大臣 復帰後は日本政府が措置できるわけでありまして、日本政府の意思で決定をいたします。そのとおりです。

○上原委員 ぜひそういう方法でやっていただきたいと思ひます。

次に、離職者対策の問題でお伺いいたしますが、長官は、中央離職協の責任者でもございまして、昨日大出委員のほうからも、本土における基地労働者の実態なり離職者対策というものが指摘をされましたが、確かに横須賀なりあるいは三沢、その他本土の米軍基地に働いている労働者も大量解雇が相次いで出て、非常に困難な面、また再就職の問題等がむずかしいわけですが、私は、沖縄だけ特別に扱つていただきたいというふうなことは申しません。本土の軍関係労働者だつて必死だと思ふのです。ただ置かれてある条件が、本土と沖縄という場合違ふ。それと、これまでの政府なりあるいは琉球の離職者対策というものがかなりおくれをとつていふこと、その点は私は非常に理解をしていらつしやると思ふのです。それを一応前提にして、私の質問なり意見を申し上げておきたいと思ふのです。

まず第一点、これは外務省とも関連をしますと思ひますが、現在のアメリカ側がとつていふ解雇の方式というものは、一方においては解雇をする、一方においてはまた千名の採用が必要だといふことで、非常に矛盾といふものがあるわけですね。従来、私が全軍務におつたときから、そういう調整をやつて、自主退職者なりいろいろな方法をとつて、もつと人間味のある血の通つた労働管理なり労働政策というものを打ち出すといふことを再三強調したわけですが、最初に申し上げた四軍の指揮系統の問題なり、いろいろな人事管理という面での壁があつて、なかなかそれが実現をしない。そこいらがまた労働組合ないし個々の労働者の反発を非常に買つていふ面もあるわけです。で

すから、今後間接雇用への移行の準備作業を進めるといふ段階で、どうしてもアメリカ側にせういふ面も政府のほうからいろいろ御意見を言つてもらいたいし、また、実態というものをとおつかみになつて、解決の方向というものを出されるべきだと思ふのです。少なくとも米軍側が、いま相次いでやつていふ解雇の問題にしても、そういう内部調整をやることによって、かなり少なくしていき、あるいは労使の合意点というものを導き出していくという方向が私は出てくると思ふのです。が、人事権については、特権だといふような立場で、なかなか米側は応じませんので、そこいらについて長官の立場からもぜひ御努力を賜つたと思ふのです。

そこで離職者対策の問題ですが、私が一点非常に疑問に思つていふことは、沖縄に駐留軍離職者センターをぜひつくつていただきたいということ、これまで要望してまいりました。確かに事業団のほうで五千万円の予算をとつてくるということになっておるわけですが、事業団の方式というよりも、琉球のほうで管轄できる、あるいは琉政、全軍務、さらに労働省というふうな関係で、この問題をやるべきじゃなかつたかと思ふのです。事業団に委託したがゆえに琉政との意見調整というものがなかなかうまくいかない。当初の計画よりかなりおくれである。この点については、予算編成の段階において、また総理府の窓口という立場で、長官も中身を十分知つていらつしやると思ふのです。もつと積極的な立場で、この際、政府の沖縄軍関係離職者対策のみならず、民間関係を含めて、復帰によつてもたらされるところの失業対策あるいは再雇用、たばこ産業にしてもいろいろな面でもいふ問題が出ております。そういう沖縄全般の労働者の離職、本土就職を含めてです。それをもつと効率的にやる。組合側も政府も、ほんとうに官民が一体となつてその推進ができるというふうな立場での離職センターの設立といひます。私はぜひ必要だと思ふのです。その面について、事業団の方式で設立をするという政府

の見解と、いま私が申し上げたこととの関連においての長官の見解を賜わっておきたいと思ふのである。

○山中国務大臣 まず第一に、四軍の壁の問題ですが、これは前から私もひしひしと感じていた問題で、ランバート高等弁務官あたりにも、私的には自分もつらい立場にあるというようなことを言っておられるわけですが、今回の三千名解雇、千名を新規採用というのはいかにもおかしい話で、しかしながら、これを契機にして、今回よりやく四軍の壁が一応破れたような感じで、私も入手しております情報の範囲では、一応身分を継続して、軍が交わつても——千名に最終的になりますかどうか、そちらのほうに移るということも、軍と軍との間で壁が幾ぶんすき間があいたようでありまして、でありますから、今後はそういうふうに進めてまいりたいと思ふわけでございます。いわゆる一方では、無計画とは申しませんが、どんどん切つて、一方ではまた新しく採用するといふのは、まことに切られるほうも採用されるほうも、沖縄県民であれば、アメリカに對して、組織として考える意見としてはおかしな現象だとだれだつて思ふでしょうから、その点は今後とも努力してまいります。

さらに離職者センターの問題ですが、これは本土のほうでも、やはり駐防の皆さんたちが自分たちが自主的な職業相談の機関として持つておられる、センターとかいろいろ名前をつけてありますけれども、七カ所でありまして、あるわけでありまして、それで沖縄の場所も琉球政府が立てるような予算の経過をたどつてつくれたほうがいいのか、あるいは事業団の金によつて、軍の方々が自分たちの就職相談あつせんのかとしてのセンターをおつくりになつたほうがいいのか、これは意見は分かれるところだろうと思ふのです。いずれにしても、軍の方々が自分たちで相談をし合ふ場所、努力し合ふ場所といふものは、現在の琉球政府の中では、当然その機能を尊重し、密接な連絡がとられてきたと思ふわけでありまして

て、これはいづれがいいか悪いかの議論よりも、どちらのほうで親切な措置であつたのかという議論であらうと思ふのでありまして、私としては、事業団でやつても本土のやり方とほぼ同じではないかと考えたわけでございます。

○上原委員 この事業団がおつくりになるという離職センターについては、私も労働省ともいろいろ話し合ひをしたし、また今後ともいろいろいふことがあつたわけですね。ですから、案は出ておつたがなかなかできていない。またできる見通しというものが現在非常に薄いわけなんです。そういうことで離職対策といふことがなかなか思うように進展してないという面もありますので、ひとつ長官のほうでも早速に関係省庁との連絡、お話し合ひをなさつて、もう議論をするよりも実際に行動に移す、あるいは失業して困つておる労働者といふものを保護してあげるということが一番必要なわけなんです。しかしそれには何ぶん資金、予算といふものが要る。だからわれわれとしても、何も政府だけにお願いをしていくということではなくして、全軍勢としても、積極的に組合資金を投資をして、この際年内にこの離職センターといふものを設立をしたいという現地側の強い要望もありますから、その点ぜひ一その御努力をお願いしたいと思ふのです。

○山中国務大臣 いま私どもの課長が参りました、私も全部こまかに追跡してないものですが、まさかそんなことで建設が進んでないとは知らなかつたのですが、自治省の意向と、琉球政府のせめて復帰までは琉球に委託してくれという意向とが対立して、調整がつかないで建設が行なわれてないといふことを、いま報告を受けました。これは私としてははなはだ意外なことを聞いたわけですから、さつそその間の調整をいたします。

○上原委員 そういふことがたくさんあるのです。ですから、ぜひお願いしたい、というより要求をいたします。

次に第二次復帰要綱の中で一、二点お尋ねした

いのですが、昨日の本委員会での大出先生の質問にでしたか、税制面については第二次要綱で除外をするかもしれぬ、しかしできるだけ入れたたいというふうなことでしたが、特に間接税の問題は、いろいろ企業保護の面あるいは税制度という税理論の立場からの問題が出てくると思ふのです。この件は政府、与党間でも、沖特なり、いろいろ意見交換もなされていくことを聞いておりますが、今回の二次要綱で、税制全般について、きつた御答弁のように体系化した形でお出しにしたいという御意向、御意見だつたと私は承つたのですが、二次要綱の中で取り扱ひたいものがあるが、まあそれは閣議決定がいつになるかわかりませんが、時間的余裕があれば、二次要綱の中で明らかにしたほうが、むしろ現地の関係者にとつても、その対策なりあるいは意見の反映というものもできると思ふのですが、少なくとも慎重に取り扱ひなければいけない問題であるといふことだけは一致していると思ふのです。その点について、もう少し長官のお考えなり、またいまの政府の作業の進行状況等を御説明いただきたいと思ふのです。

○山中国務大臣 これは、私もできれば沖縄県民の人々の一人一人の立場、それから一人一人の職業、あるいは業界それぞれの立場において、みんな、税制上の問題点が一日も早く明らかにされることを念願して思ふのです。そこで、二次要綱に入れたといふ念願のもとに琉球と折衝しておるわけでありまして、現在の見通しでは、主として間接税の問題点が詰められないうえに、推移してしております。琉球政府との約束では、きつた出席してもう一つで作業を進めていたのですけれども、どうもまだ間に合ひそうにならぬ。琉球政府の中の意見の調整を現在やつておられるようです。これはたいへんな作業ですから無理もないことだと思ひます。そこで、それがどうきまるかによつて生活環境が一変に違つてしまふわけですから、国税、県税、市町村税、間接税、そして関税、新しくそういうものが生まれるわけですから、これらの問題についてはやはり慎重に、詰めをせられないで、そうしておおよそが相互了解というか、税理論上も現実の県民生活の上からもそこらでならば納得できるという点にぜひ到達したいと思つておりますから、間に合ひば日にちにはこだわらなうけれども、第二次要綱に入れたい私の念願は変わりませんが、いまの見通しでは二次にはどうも無理ではなからうかと思つております。

○上原委員 この点は二次要綱というよりも、今後の沖縄の県民生活、あるいは復帰というものをどう県民の意向を入れて実現していくかということにもかかつておりますので、ぜひ、琉球なりあるいは関係者から提出をしてあるいろいろな陳情書なり要請書といふものもあると思ひますので、慎重に検討をして、県民の受け入れられる税制特別措置といふか、の面の配慮を特にお願いをしておきたいと思ふのです。

時間が大体来ましたのであと二点だけ承ります。が、海洋開発博覧会の問題ですが、沖縄復帰に向けてですか、あるいは沖縄復帰との関連でぜひ実現するといふ長官の考えがたびたび明らかにされたわけですが、四十六年度予算にも調査費が組まれておるようですが、その件は、何か政府で海洋万博を沖縄で開催するということについてはどうかという意見もあるという新聞報道もその後なされております。これに對しての見解、またその構想等をいま一度承りたいと思ひます。

○山中国務大臣 沖縄で海洋博を開くということについてどうかという反対意見はないのです。博覧会条約の加盟国である日本が、この条約に基づく特別博覧会として、国際条約に基づく権威ある海洋博を沖縄で開く、これは世界的にも開いた例がありませんし、日本はもちろんなないわけですが、日本は昨年大阪でいわゆる万博をやつたわけですね。そうすると引き続き、日本の国内にいかなる事情があるにせよ、日本において、特別博といふのも同じ条約のものでごく短期間の間にまた再び開催されるということに對して、各国の反応がどうであろうかといふようなこと等があるわけでは

す。これらは外務省を通じて積極的に推進すべく
いまやっておりますが、手続としても、開催しよう
とする国は、六カ月前に事務局にまず登録の申請
をする、それから一年前に関係各国に対してそれ
ぞれの手続によって招請をする、それを見きわめ
て条約による日本国沖繩において——まあ日本国
といふことでしようが、海洋博覧会を特別博とし
て開くことを条約が承認するというに手続上
の問題があるわけですが、そこで日本側としては、
これは特別博覧会だから、大阪万博を開いたから
といつて、日本はここの当分できないという制約に
はとられないのだ、ぜひ権威あるものとしてや
りたいといふことであります。しかしながら、こ
れは条約によつて関係各国の日本における海洋博
覧会が認められなかったからといつて、何も海洋
博覧会ができないといふものではないのです。日
本政府自体で条約に基づかない海洋博覧会とい
うものをやることは、これはかまわないわけであ
りますから、それに対して日本の友好各国なり海洋
関係国に対する積極的な国対国の交渉を続けるこ
とによつて、何力国かがそれに対して協賛をして
くれる、あるいは国内が全力をあげてそういう沖
繩の観光に今後大きく——海洋博覧会を開催したこ
とによつて、施設その他も相当残されることによる
恩恵も考えながら、観光立県の一つの柱の糸口に
なるというふうな意味から、開くことに私もと
してはもうすでに予算をつけて、調査費をつけて
きめておるわけでありまして、やるかやらない
かの調査ではなくて、これはやはりやるための調
査費であるといふことは間違いない事実であ
ります。いま条約でやるか、望ましい姿は条約
で開きたい。それでなければ日本政府自体が、日
本の持つ海洋に対する開発、科学技術の力、こ
ういふものを沖繩を場所にして世界の各国、海洋
関心国に展示するといふ日本独自の博覧会を開く
ことは可能であります。

○上原委員 この件についてはこの程度にとめ
て、見解を賜つておきたいと思ふのです。

最後に、いろいろ復帰準備その他制度の変更等

で問題があるわけです。やはり今後の沖繩の開発
あるいは県民生活の維持向上といふこと等を考え
ました場合に、それを法的に裏づける、予算化し
ていくという立場で沖繩総合開発特別措置法とい
うような立法をする中で、県政の自主性を位置づ
ける。そこにはいろいろ意見の異なる面もあろう
かと思うのですが、そうした特別措置法というも
のを立法制定する中で開発といふものを位置づけ
なければいけないと私は思ふのです。その点につ
いてはまあ私も私なりに検討も進めております
が、総合的な今後の県政のピクチャーといひます
か、あるいは県政運営といふものを含めて特別措
置法を立法化していく政府の考えがあるのか、
そうでなくして、本土との法体系を一体化あるい
は一本化するといふ形で今後お進めになつていか
れるのか、基本的な面をお伺ひして、この点につ
いてはもっと研究をし、また検討を深めた中で、
意見なり問題提起といふようなこともやりたいと
考へておりますので、特にこれまで沖繩問題を御
熱心に取り扱つてこられた大臣という立場で、こ
の特別措置法の立法化といふことについてどうお
考へなのか、御見解を賜つておきたいと思ひま
す。

○山中国務大臣 いま一生懸命作業して苦勞して
いるのは、沖繩振興開発特別措置法の内容を個々
にやつておるということですから、当然振興年次
計画もつくりまして特別措置法もつくるし、特別
金融機関もつくる。ただし特別の役所の機構その
他についてはいま意見が行つたり来たりして
と申し上げましたが、そういう前提においてやつ
ておるわけですから、御質問どおりの方向に進ん
でいるわけでございます。

○上原委員 私が申し上げているのは、もちろん
個々の開発金融公庫の設置とかあるいは開発庁と
いふようないろいろな構想が出されているわけ
ですね。それはそれなりに評価できる面あるいは全
く否定するわけにはいかない部門もあるわけだ
が、やはり県政といふものの立場で、個々のそ
ういふあれではなくして、総合的な特別措置法とい

うことが必要じゃないかという見解ですので、そ
の点で申し上げているわけです。

それと、いま出ましたから一点お伺ひしてお
くわけですが、開発金融公庫の問題にしてもどう
いう金融といふものをそれに割り当てるのか。たと
えば国の政策でなされる今後の開発といふもの
だけ開発金融公庫で行なう、そこだけに政府の資金
を流すといふことになる、ほかの中小企業の市
中金銀機関に対する影響といふものも出てくるわ
けですね。ですから、そういう開発金融公庫にして
も、今後の沖繩の中小企業開発といふものを含め
た形で構想を立てないと、大きいほうだけに資金
が流れるといふことになる、片寄つた開発、パ
ランスのとれない県民生活といふものが出ない
と限らないと思ふのです。その点も開発金融公庫
設置といふこととの関連において十分配慮すべき
点だと思ひますので要望申し上げておきますし、
またこれに対する御見解があれば賜つて私の質
問を終えたいと思ひます。

○山中国務大臣 これは数々の個別法の議論もし
ておりますが、沖繩振興開発特別措置法をつくら
なければとても措置できないものでして、その前
提には、沖繩振興開発特別措置法が前提となつて
いま作業をしておるということでありまして、だか
らもちろんつくるということですが、

それから沖繩振興開発公庫という構想の中で
は、これは本土の中小企業あるいは国民金融公庫
、こういうものも含めて、まあ農協の系統金融
その他は別ワグになりますけれども、一切をその
中でやるわけでありまして、それぞれ中小企業
金融公庫の部門あるいは国民金融公庫その他の制
度、政策金融、そういうもの等が行なわれるわけ
であります。中小企業は中小企業なりの公庫によ
りどころを求められるようにちゃんと仕分けをい
たしますから、決してそれが傾斜的に流れていく
といふものではないと思ひます。

○天野委員長 本案に対する質疑は、これにて終
了いたしました。

○天野委員長 これより討論に入るのであります
が、別に討論の申し出もありませんので、直ちに
採決いたします。

総理府設置法の一部を改正する法律案について
採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○天野委員長 起立総員。よつて、本案は原案の
とおり可決すべきものと決しました。

なお、ただいま可決いたしました法律案に關する
委員会報告書の作成につきましては、委員長に
御一任願ひたいと存じますが、御異議ありません
か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○天野委員長 御異議なしと認めます。よつて、
そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○天野委員長 次に、建設省設置法の一部を改正
する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。西宮弘君。

○西宮委員 私は元来当委員会の所屬でありませ
んの、この質問の機会を与えていただきまして
ことを感謝をいたします。

つきましては、きょうは建設大臣に下水道の問
題についてお尋ねをしたいのであります。その
前に、いわば建設行政の重点施策とでもいひま
すか、それは一体何であるかといふことをまず伺
いたいと思ひます。

○根本国務大臣 御承知のように建設省の所管事
項はたいへん広範でございます。治水、利水それ
に道路、都市計画、住宅政策、そういうような意
味におきまして、ある意味における日本の社会経
済発展の基礎的な事業をおおむね担当しておる
といふことでございまして、広範な、しかもまた現

とになつてしまつたといふことは非常な損失だと思ふのです。

局長にお尋ねをいたしますが、今度の第三次計画で最終的には二兆五千億、予備費を入れて二兆六千億という計画であります。これは四十六年度の二千五百二十四億と比べますと、今後どの程度の伸び率を想定して最終的には二兆五千億になるという計算をしておられるのか、答えてください。

○吉兼政府委員 お尋ねの四十五年度の予算ベースでも二兆六千億達成の伸び率は大体三六％程度の伸びといふことで達成可能と考えております。

○西宮委員 たとえば四十六年の予算は前年に比べると三三％ですね。ですから、今後三六％平均で伸ばしていくといふのはまさに容易ならざることだと思ふのですが、大臣に、それについての今後の見通しを伺いたいと思ふのです。いかがですか。

○根本国務大臣 御指摘のように、従来の考え方からすれば伸び率が非常に高く予定されるのであやふまけといふことは、そう思われるのはあたりまえだと思ふのです。しかし、今度の下水道の政策については、五カ年計画を策定するときから私はこれを強調しておるのです。ことしのような予算のつけ方ではないへんだ、この点は大蔵大臣も総理も認識しまして、従来のような予算を削減することが大蔵省の任務のようなことではとんでもない、これは私の理想とするならばむしろ建設公債を出してやうたほうがいんだ、ただそれがいかないならば、少なくともこの達成の伸び率は完全に確保してもらふといふことを要請し、大蔵当局も大体これはやらざるを得ない。それでなければ公害の問題と現在の一般の都市生活に対する意識の変化に対応できない。地方自治体自身も、理事者がとも行政を担当できなくなる。このように選挙がきびしくなると、市町村の議員自身もこれをやらなければ市民に訴えることができなくなる。そういうことからして、かなり高い伸び率が要請され、実現できる、私はこう信じてお

る次第でございます。

○西宮委員 ちょっと不安になるのは、たとえば閣議の了解事項、ことしの二月の五日の閣議であります。そのときの了解事項として発表されておるのを見て、財政事情を勘案しつつ弾力的に云々と書いてあるわけですね。これは読みようによつては、むしろ大幅に引き上げていく、こういうことも想定できるし、また財政事情が悪くなればそれを減らしてしまふということもあり得るわけですね、したがって二兆五千億と押えながらも、毎年毎年の予算のつけ方は財政事情を勘案して弾力的にやるんだ、こういうことになる、かなりそういう点で計画どおりにいかない、そういう不安が残り得ると思ふのです。大臣もいま非常に強い決意でこれに当たるということですが、そこでそれではそれを判断する資料として、参考のために、今日までの第一次あるいは第二次、この計画の実績は局長いかがでしたか。

○吉兼政府委員 お尋ねの第二次の五カ年計画の進捗率でございますが、四十二年から発足をいたしておりまして、四十六年までの計画になっておりますが、四十六年の最終年が新五カ年に切りかわる、こういうことになるわけでございます。さらに、四十六年度の私も計画いたしておりますところの事業量の実績で見ますと、九六・七％の計画の達成率といふことになっております。それから第一次の關係は、第一次五カ年計画は九七％程度の達成率であります。

○西宮委員 いまの局長の答弁は、つまり第一次の最終年次五年目は第二次に切りかわつてしまつた、あるいは第二次の最終年次は第三次に乗りかわつた、こういうことになって、したがってそれを第一について言う四十二年度まで合計をし、あるいは第二次について言う四十六年の、本年度の予算ですね、それまで合計する、こういう計算をする、確かにそれとおりのことだと思ふのです。しかし、たとえば第一次の場合は三十八年から始まつて四十二年までいくはずなのが、四十一年で終わったわけですね、一応は四年間で、そのときの

実績で見ると、私の数字が間違つておらなければ

六七・三％にとどまつておつた。それから、第二次は同じように四十五年までの実績を見ると六八％で終わつておるわけですね。ですから、私はこの数字は決してそう樂觀できる数字ではない。まあ幸いにしてどうか何となく知りませんけれども、最終年次の五年目が二回とも次の新しい計画に切りかわつておつたので、それを合計すると確かにそれとおりのことだと思ふ。もし合計しなければ、四年目までならば、いま申し上げたいけれども六七・六八％程度に終わつておる。それを従来の伸び率で計算すると、五年間続いてきまして、これは最初の目標から見るとかなり下回つておるわけですね。そういう計算になるわけですね。ですから、私はそういう点で過去の第一次、第二次の実績は決して芳しいものではないといふ。さらに問題なのは、そういう予算の面で何％になったかといふこと以上に、重大な問題は、事業の実績でどれだけの実績があつたか、こういう点にあると思ふのです。その点はいかがですか。たとえば昭和四十五年度末で普及率は何％に達したか、これはいかがですか。

○吉兼政府委員 お尋ねの第二次計画におきまして四十五年度末までの普及率でございますが、排水面積で申し上げますと、計画が三二・五％の目標に對しまして、二二・八％の普及率といふ実績になっております。

○西宮委員 その二二・八％という実績は、私の見る限りではいふん低いと思ふのです。つまり進捗率はきわめてスローだといふざるを得ないので、さつき申し上げた建設省で立てられた十年計画、これは政府全体の計画ではありませんが、十分な裏づけができなかったのやむを得ないのかもしれないけれども、この十年計画によると、昭和四十五年には、つまり十年計画です。最終年次の昭和四十五年には五〇％の普及率になる、こういうことになっておつたわけですね。だからそれと比べると二二・八％という数字は半分にも及ばない、こういうことであるわけですね。

ね。あるいは第一次の計画の四十二年度末、これは私の知つておる限りでは二七・四％を目標にして

おつたと思ふのです。おそろく間違つていないと思ひますが、もしそうならば、第一次の最終年次、つまり昭和四十二年度末の目標よりもまたよほど下回つておるという実績なんですね。これでは非常に心細いじゃないかと思ふのですが、その点はいかがですか。

○吉兼政府委員 確かに過去の一次、二次の五カ年計画の実績状況は、事業量の達成並びに普及率の達成という点におきまして、計画に對して実績は決して芳しいものではないといふことは、これにつきます。いろいろな理由はあつたかと思ひます。一つには、五カ年計画といふものを実施する上において計画どおりに毎年度予算が確保されてなかつたといふことが一番大きな原因になるわけでございます。今後の三次計画におきましての見通しでございますが、大臣から先ほどお答えございましたように、下水道が置かれておりますところの環境といふものは、ここ十年來すっかり変わつてまいつております。排出公害対策の大きな柱として、この下水道事業といふのは今後十年、十五年相当強力に推進しなければならぬというような客観情勢に置かれておると私も確信いたしております。財政当局におきましては、その点を十分認識をしておると私も信じておるわけでありまして、そういう意味からいいますと、過去の轍を踏むことなく、新五カ年におきましては計画どおりこれを達成してまいりたい、最大の努力を払つてまいりたい。この見通しを十分私どもはつけておるつもりでございます。

○西宮委員 いま局長は予算が思ふようにつかなくなつたと言われるけれども、予算の点はさつき初めにお尋ねしたのです。つまりさつき局長の答弁だと九六％、九七％、この数字はもう一〇〇％に近いといふ答弁をしたわけですね。ですから、それはつまり第一次も第二次も最終年次を次の新計画の第一年を合計したからという数字になるわけなんです。だから、さっきの局長の答弁だと、予

算面では大体一〇〇%に近い、そういう答弁をし
ておるわけですから、予算を理由にすることはで
きない。第二次計画では、四十六年度末までに排
水面積が二千四百二十六平方キロメートル、したが
って、五年間に千五百六十六平方キロ、これだけ実
施をするという計画になっておったのであります
が、実績は四十五年度末までで千三百五十四平方
キロ、したがって、四年間では四百六十八平方キ
ロしかやってなかった、こういう実績です。私の
あげた数字が間違っておらなければ、五年間で千
五百六十六平方キロやる予定の、四年間で四百六
十八平方キロしかやっていない、こういう過去の
数字になっているわけですね。これは間違いあり
ませんね、数字としては。

○吉兼政府委員 大体御指摘のとおり数字でござ
います。

○西宮委員 ですから、四十五年度末の数字がそ
ういう実績でございまして、これがさらに四十
六年にかけて三〇%の伸びを示したと仮定して
も、目標数字よりはるかに低い。さらに三〇%
と仮定すると、私の計算では千七百四十五平方
キロが実施される、こういう数字になるわけであ
ります。二千四百二十六平方キロという最初の数字と
比べると、非常に低いというのをいわざるを得
ないわけですが、それではお尋ねをいたします
が、四十六年度末には今度は幾らになる見込みで
すか。

○吉兼政府委員 四十六年度末の排水面積で申し
上げますと、千五百十九平方キロメートルという
ことを想定いたしております。

○西宮委員 普及率で幾らですか。

○吉兼政府委員 普及率は四十五年度末が二・
八%に達しまして、四十六年度末におきましては
二・三・五%でございます。

○西宮委員 その点が私に非常に問題だと思ひの
です。つまり、さつき申し上げた第二次計画だけ
で二千四百二十六平方キロやる予定であったのが、今
度はいまの計画、予算が一大躍進をしたといわれ
る中で千五百十九平方キロだというお話でありま

す。それから普及率でいいますと二・三・五です
か、これも第二次計画では四十六年度末には三・
五%になる予定だったわけですね。ですからそれ
らに比べるとはるかに後退しているわけですね。だ
から、先ほど来大臣も局長も口をそろえて、予算
面では非常なすばらしい大躍進をした、そう言わ
れながら、実は第二次計画の最終目標も、四十六
年度末における最終目標にも達していない、こう
いう点は私どもは非常に問題だと思ひの、この
繰り返して言いますけれども、第二次計画まで
はそれほど下水道の事業に対する認識は高くはな
かった。それがいまや非常に重大な問題として世
論の指摘も受けて大躍進したと政府みずからが宣
伝している中で、実は第二次計画よりも低い、こ
ういふことは私は非常に問題だと思ひの、すけれ
ども、いまそれを言ってもしかたがないと思ひの
だけども、現にそういう予算が組まれて、そう
いう計画なんです、四十六年のいま話をされた
その目標は、間違いないに達成できますか。

○吉兼政府委員 先ほど来申し上げておりますよ
うに、新計画におきまして、今度の下水道整備
の年次計画を立てました上で、設定でございま
す。今後五カ年投資額の設定に当たりました
も、たとえば単価の問題でございまして、そう
いう点よく実勢を見ました上で積算をいたしてお
りますので、十分この目標に従って達成率を確保し
ていけるものと思っております。

○西宮委員 下水道の問題は私などしろうとが申
し上げるまでもなく、このパイプについて幹線あ
るいは枝線あるいは終末処理、こういうものが三
者一体となつてそろわないと、下水道の機能を果
たさないわけですね。だから、予算の面だけどん
なにがんばっても、そういう点にいろいろ現実
に支障が出てくる、こういうことはたびたびあるの
ではないか。さらにさつき申し上げたように、
たとえはせつかくでき上がった道路をまたもう一
べん掘り返して下水工事をやらなくちゃならぬと
いうような問題等があったり、そういう点でいろ
いろ予算以外の面で問題が多いと思ひわけですけ

れども、いまその目標達成のために、そういう
点についても十分手抜かりのない対策が立つてお
るのかどうか。もう一べん答えてください。

○根本国務大臣 御指摘のとおり、下水道をやる
ときにあたつて、現在のウィークポイントは何か
という、まず技術者が足りないということですね。

これは市町村の固有の事務でやっておつたもので
すから、本格的な下水道の技術者が都道府県にお
いてすくなく、まず建設省に下水道課があるだ
けで、ほんのわずかな人がやつておる。そういう
ことにかんがみまして、今回この提案をいたしま
して、下水道部をつくることにいたしましたわけなん
です。政府全体としても、行政の簡素化、新設の
機構はスクラップ・アンド・ビルド以外に認めな
いというのにもかかわらず、この下水道部と、それ
から環境庁だけはつくることにいたしましたのは、そ
の人的技術者の足らないということ、これをまず
充実しない、予算ができてはなかなかできない
のであります。これは緊急に技術者の訓練養成、
これにつとめなければならぬ。これが出てきま
す、今度は予算をつければ相当いける、こうい
うふうに感じておる次第であります。

○西宮委員 いま大臣も御指摘をされたような
数々の隘路があるわけですから、その隘路を一つ
一つつぶしていかなければ、予算だけは成立をして
も最終的な効果があらがらないという点から、ぜひ
そういう点をがんばってもらいたいと思ひます。

それではお尋ねをいたしますが、今度の第三次
案、これが予定どおり全部完了する、こういうこ
とになりますと、その結果はどれだけの効果があ
がるか。特に今度問題になるのは水質環境基準で
すね、これに対して環境基準に合格をする、そう
いう水域をつくつていかなければならぬわけだ
が、その点について第三次が達成された場合にはど
ういう結果になるのか、特に四十九水域を目ざし
て実施をするわけですから、その点についてはど
ういうことになりますか。

○吉兼政府委員 第三次の五カ年計画が計画どお
り達成されますと、先ほど申し上げましたよう

に、公共下水道の普及率が三八%、その時点にお
きまして、五十年の市街化区域に対して三八%の
普及率ということが確保されるわけでありま
す、特に今回の計画におきましては、水質環境基
準対策に非常に重点を置いております。かねて公
共水域の水質環境基準につきましては、現在の時
点におきまして、四十九水域が基準の設定を見て
おります。これとの関係ということでございま
す、私どものこの計画でまいりますと、約四十九
水域関係の環境基準達成のための投資額は一兆六
千六百億程度になるものと見込んでおりますが、
このうち二十五水域につきましては五カ年内でこ
の基準の完全達成が確保できます。残りの二十四
水域につきましてもさらに五カ年内、つまり今日
の時点におきまして十カ年以内に残余の水域につ
きましても環境基準の達成がはかられる、こうい
うふうな計画にいたしております。

○西宮委員 四十九水域の中の二十五という、
大体半分程度であります、そうすると、あとの
残り半分はさらに引き続いて第四次の計画で消化
をしていく、こういうお話ですが、全部を消化す
るためには経費としてどのくらいかかりますか。

○吉兼政府委員 四十九水域全体の完全達成に
必要な投資額は、約三兆一千億程度というふう
に……

○西宮委員 水の汚染度、これはますます激しく
なつてくる。これから十年間、五年、五年の十年
間の計画ということになるわけですが、私はそれ
を現在の河川の汚染状況、こういう点を基礎にし
て計画を立てたのでは、おそらく十年後はいまの
状態よりもはるかに悪くなるというふうに想定せ
ざるを得ないと思ひの、そういう点も
十分織り込み済み、つまり各工場等は、いままで
以上に工場の数もふえるし、あるいはそれが果た
す悪い面での影響、そういう点が非常に従来以上
に激しくなるといふふうに見ざるを得ないと思ひ
のであります。そういう点も十分織り込んで計算
しているわけですか。

○古兼政府委員 その点につきましては、私どもは水質関係の主管官庁でございます経済企画庁とも十分打ち合わせをしながら下水道投資の計画を立ててまいっているわけであります。五十年時点の水質の汚濁の負荷量というものを考慮いたしまして、その汚濁負荷に對しまして工場、排水規制でもってカットしていくもの、それから下水道整備の守備範囲でカットしていくものというものの仕分けをいたしまして、両々相まって環境基準を達成するというふうな計画にいたしております。

○西宮委員 それでは、これは大臣でも局長でもけっこうですが、四十九水域以外の地域に對する対策はどうですか。

○吉兼政府委員 四十九水域以外の水域につきましては、今回水質保全法の関係の制度の改正が打ち出されておりますが、あの新制度によりまして、都道府県知事がそういう環境基準を設定するといふ体制になるわけでございますが、現在のところまだその過渡期にございまして、政府ベースにおきましてさらに環境基準の設定の作業を進めておりますものが約三十水域ございまして、そういうものも含めまして、私どもはそういう基準が達成されました水域につきましては、この下水道総投資額の中におきまして重点的にこの下水道の整備を進めていくことにいたしているわけでございます。

○西宮委員 これは大臣に伺ったほうがいいと思いますが、将来、たとえば農村等にも、今度新しい法律が提案をされておりますが、農村には工場が進出をするというのが政府全体の施策のようになつていくようですが、そういうことになりまして、従来農村方面は下水道というものの對する認識がきわめて乏しかったと思うのです。そういう際に、今度新たに農村に工場が統々として出ていく、こういうことになる、直ちにその環境を破壊するといふ問題が起こるに違いないと思う。そういう新しい事態に對應をした計画はどういうふうに考えておられますか。

○根本国務大臣 ただいま局長から御説明いたしましたように、今度は都道府県知事にこの基準指定の権限を与えたわけですが、したがって、地方にいわゆる農村工業団地ができれば、それに対応する水質基準の指定がなされると思ひます。これに基づきまして、おそらく、今度新しくわれわれのほうで流域下水道制度をつくりましたから、これは主として都道府県知事が主体となつてやりますが、これと、その工場の設置される市町村等の合体でいろいろ計画がなされてくると思ひます。これについてわれわれのほうからいいます補助、助成をしていく、こういうような形で、従来よりはより地方的な色彩が強くなつてくるので、予算の補助を確立してやることができまうれば、むしろ従来よりはトラブルがなくなっていく、じゃないか、こう考へてゐる次第でございます。

○西宮委員 私はこの問題の重要性は大いに強調をして強調しすぎることはないと思ひます。何しろいままでそういう習慣もないし、たれ流しといふのがあたりまえのように考へられておつた地帯です。そこにわかに工場ができるということになると、まあおそらく工場の配置も全く虫食いの状況、スプロール、そういう形になつて無計画に入つてくるというふうなことになるわけで、おそらく下水道の問題などは後日重大な問題としてあとから騒ぎが起こつてくるというふうなことになる懸念が多分にありますので、これは重大國心を持つて、あとから後悔することのないように、そういう指導をぜひしてもらいたいということを申し上げておきたいと思ひます。

次に、大きな問題として財源の問題をお尋ねをしたのであります。時間も十分でなくなりまして、まずそれでは起債の問題です。これはこの前、下水道法が例の公害国会で通過をする際に、完全に与野党一致のもとにつけられた附帯決議であります。それを見ると、冒頭に書いてあるのは、下水道の極端な立遅れと公害、災害等弊害の多発化の最大の原因は、膨大な下水道設置費を負担する地方公共団体の財源難にある、こ

ういうふうに一番初めに書き出してあるわけですが、ですから、地方公共団体の財源難ということが重大なネックになつてゐるということは指摘するまでもないと思ひますが、そこで今回などは、相変わらず起債に大きく依存をしてゐるわけですね。こういう点で何らかの配慮のもとにこの起債が完全に消化をされていくというふうな手配ができてゐるのかどうか。これは局長でもけっこうです。

○根本国務大臣 私から申し上げます。御指摘のとおり、実は一昨年来私は下水道を党におるときから取り上げまして、東京、大阪その他重要な都道府県知事並びに市長と合同いたしました。そのときにあたりまして——この財源を付与するのいろいろな方法があります。それは國からの補助、助成をふやすということ、あるいは何か特定の財源を地方で求める、それからいまの起債の問題です。そのときにあたりまして異口同音に知事並びに市長の諸君が言われることは、われわれからするならば補助金も補助対象も多くしてほしいと言いたいところであるが、現在の國の財政並びに姿勢からなかなかそれはできないだらう。東京、大阪等大きい都市では、これに起債のワケを与えてくれれば自分で相当消化できるところが、それをやりますとにかく下水の事業の拡大をしてほしい、これが一番の痛切な議論です。ところが、なかなか財政当局は起債のワケそのものは正を認めないといふことで、先年来私が自治省並びに大蔵省と折衝いたしまして、この下水道のあれに對しては、積極的にいわゆる普通の地方起債のワケを越えて出すべきだといふことで合意をいたしたので、今度は従来に比べればかなり起債の点については改善される、こう私は信じておる次第でございます。

○西宮委員 大臣はワケの問題だけに拘泥しておられるわけですが、ワケだけの問題ではないと思ひます。むしろそれを消化できるような財源でなければ困る。つまり長期、低利といったような、そういう金でなければ地方団体は容易にやな

いと思ひます。過去の実績を見ると、第一次の計画を遂行するために五二・二％起債にたよつておるわけですが、金額にして千五百四十八億、第二次の場合は四九・四％、金額にして三千五百億、こういうのが起債に依存をしてゐるわけですが、それから本年の場合は、四十六年度だけで見ると四三・六％、千億、こういう数字になつてゐますけれども、過去の実績は、四九・四％という第二次にしてもあるいは五二・二％という第一次にしても、まあちょうど半分ないしは半分をこえる額を起債でまかなつておる。こういう状況ですから、いまや地方団体はその起債の償還に追われておるというのが実態です。さらにそれに加えて、維持管理費というふうなものも当然膨大になつてきてゐるということも現実で、これは過去の起債も償還しなければならぬ、新しい起債もしよつていかなくればならぬ、維持管理費は年々膨大になつていくといふことで、地方財政にとつてはとても容易ならぬことだと思ひます。だから、大臣はワケさえはせばいいといふことだけれども、私はワケだけではなしと思ひます。そういう点に對する対策はお持ちですか。

○根本国務大臣 御指摘のとおりです。そこで、これには自治省と大蔵省がいわば本格的に取り組まざるを得ない状況になると思ひます。たとえば交付税を配分するときにあたつて、これは重要なウェイトになるべきだと思ひます。それからいまの地方の財政需要の見方も、従来と變つた公害といふものが今度出てくると思ひます。そういうものでカバーしていくという道もありますし、それからまた使用料の徴収、そういういろいろなくふうで起債を償還するくふうをこれからしてもらわなければならぬと思ひます。けれども、これは私のほうから一々指示するといふことは、これは超越なことになりますので、自治省が主体になり大蔵省と折衝してやつてもらふ。そのときにあたつてわれわれは、この事業遂行のために必要なるポイントとして、財政当局にぜひ地方自治体

が要請する要求事項を充足するように協力してまいりたいと思つておるわけでございませう。

○西宮委員　そういう点について、この前の公害国会で下水道法改正を通す際につけた附帯決議、これは非常に明確にそういう点を指摘しておるわけですが、大臣は十分御承知でしょうから読み上げる必要はないと思ひますけれども、たとえば補助対象事業を拡張するということもあるし、あるいはまた補助率などにもきめてもらひしやりのことをいつておるわけですね。公共下水道については、現在の十分の四を四分の三に改める、あるいは流域下水道については現在の十分の五を四分の三に改める、あるいは都市下水道については三分の一を二分の一に改める、こういうようなことをそのものずばりで指摘をされているわけですね。ですから、そういうふうに改められているわけですね。かような全体が消化し切れない、こういう懸念が多分にあると思うのですが、四十六年はやむを得ないとしても、四十七年度以降においてこういう点を附帯決議の線に沿つて改善をしていく、そういう用意があるかどうか、これは大臣に伺ひます。

○根本国務大臣　法案成立の際、附帯条件がつけられておりますので、私はその附帯条件を尊重して、これの実現のために努力することをほつきりと申し上げておきました。この点は、こういう附帯決議が出て通つたということは財政当局にその旨はつきり言つておきましたが、今後の協力を求めていきたいと思ひます。

○西宮委員　いわゆる受益者負担の問題ですね。時間があればこの問題だけで少しいろいろ御意見を伺ひたいと思つておつたのでありますが、時間が足りませんから省略いたしますが、たつた一言、受益者負担に対する考え方、これが非常に安易に流れているという感じがするわけですね。事柄の性質によつては、当然に一般財源ではなしに特定の受益者が負担をする、かりに財政事情が問題なくとも、その特定の受益者が負担する、そういう性質のものもあるし、あるいはまた逆に、今

日受益者負担といわれているものが、それは本来性格的にはそれに該当しないものだ、こういうふうに區別をすべきものだ、區別をしなければならぬというものもたくさんあると思うのですが、それを下水道法の中においてはきわめて安易に受益者負担、こういうことで住民の負担にかぶさつておるという点は、私は当然に反省をしなければならぬと思うのですが、これは非常に抽象論になつてしまひましたけれども、大臣の御所見はいかがですか。

○根本国務大臣　この問題は建設委員会でもいろいろと論議がございまして、かなり緻密な議論が展開されました。したがらしまして、これを実施するにあたりましては事務当局で十分に配慮する。特にこれらのものは、今度は主として都道府県みずからがやることです。そうなりますと、当然これは慎重に考えていくということになると思ひますので、御指摘の点は今後とも十分なる配慮をして指導するようにいたしたいと思ひます。

○西宮委員　その住民の負担について非常に問題になるのは、御承知の水洗化の問題ですね。これは三年間でやらなければならぬというふうに義務づけられてゐる。私は、水洗化を推進するといふ点はまことにけっこうであります。ただそれが非常に住民の負担になる、あるいは地方団体等でいろいろなことを考へておられます、実施してあります、しかしこれは地方団体にとつてもたいへんな問題なんです。同時に住民の側からいつても、たとえば自分の屋敷の中の水洗化については、たいていのところは地方団体が金を貸すわけですね。そういうやり方で金を貸して利子は全部免除するとか、あるいは軽減するとかいふようなこととやらつておられますが、なかなかそれだつて、利子は免除されても容易じゃないと思ひます。さらに今度は屋敷の外から、市道なら市道に出るまでの私道の中のパイプの敷設というものは、相当な経費になるわけですね。そういう点で、せっかく法律では義務づけられても、なかなか実際の効果をあげるというのには容易じゃないというふうに見るわけ

ですが、これが義務づけになったという点に関連して、これは義務ですからどうしても消化をしなければならぬ、そういうことになるわけですが、それに対する対策が現段階においてはきわめて貧弱なわけですが、政府の考えはいかがですか。

○根本国務大臣　これは御承知のように、水洗便所のないところは地方自治体で尿尿を例のパキュームカーで処理しなければいけない。これは自治体にとっては大きな負担であり、それからまた、これは結局住民も負担しているという形です。それに比べれば水洗をやつたほうが長期的に見れば両方とも得である。したがらしまして、むしろ低所得階級が非常に問題になります。それから生活保護を受けている人とか、こういうところに問題があるので、これについては相当配慮を加えてやらなければならぬ、かように思つておる次第でございませう。この問題についても、実は建設委員会でもかなり緻密な議論が続けられてまして、そういうものを配慮しつつやつていかなければならぬと思つておる次第でございませう。

○西宮委員　私は、いまのパキュームカー等がいまでも利用されておる、これはせつかく下水がまだ最終処理ができて、その地域内でそういう従来のくみ取り方式がいまなお行なわれているといふことは、まことに不経済なものだと思ひます。せつかく道路ならば道路が完成したけれども、別なところを通つておるというふうなもので、国の投資としては、せつかく投資をしてそれが利用される状態になつて、しかもそれと並行していまのようなたいへんな経費をかけるながらパキュームカー等が活躍しているという状態は、まことに二重投資でもあるし、たいへん不合理であると思ひます。したがつてそれを一刻も早く解消するためにも、いま申し上げたような点にたくさん問題があるわけですね。いまの低所得者の問題についても、これはこの間の附帯決議がありますし、東京などですでに実施をしているのであります。が、なかなかまだ全面的にいつていない。こういうことについていろいろ問題がありますので、ぜひそ

う点も抜本的に改正をしてもらいたいと思ひます。

最後に一つだけお尋ねをいたしますが、例の工場から出る排水について、それを規制するために届け出の制度をとつてゐる。これが法律にうたわれておるわけですが、これを許可制にすべきであるという議論も当時相当なされたわけですね。したがつて今後の課題として、次の段階においてはこれを許可制にするというふうなことにまで踏み切るかどうか、あるいはそれに至るまでの暫定——かりに来年度はそういうふうな改正をするにしても、そうすれば暫定的な措置としては、たとえば事前の検査を厳重にするとか、あるいは改善命令を強力に実施させるとか、そういう問題ではないかと考へなければならぬということになると思ひますが、その点いかがでございませうか。

○根本国務大臣　この問題もすいぶん時間をかけてやりとりしました。これは附帯決議もつけられましたけれども、法のたてまえからすれば許可制度と同じなんです。ただ法のたてまえからすると、あとで事務当局から説明させますけれども、二重に許可制度みたいなものをやつたようになつて、これになるものですか、ああいうふうになりまして、それからいふ最後に御指摘になりましたいろいろの指導監督は、これは厳重にやらせるつもりでございませう。

事務当局から一応説明いたさせます。

○古兼政府委員　工場、事業場の除害施設の設置についての下水道法上の取り扱いにつきましましては、法案の改正の審議の際にもすいぶん御議論があつたわけでございます。私も申し上げましたのは、現行の下水道法のたてまえからいまして、下水が完備いたしましたところにおきましては、個人であらうと工場、事業場であらうと下水のほうに流し込まなければならぬという義務を負うわけですね。むしろ流さなくともいい場合に許可を受けてそういう免除をしよつと法律の立て方になつております。流し込むこと自体を許可制にするというところに制度上ちよつと問題がある

いうふうなことで、ただ、なぜ許可制にしなければならぬかという趣旨は、そういう工場、事業場に対して十分な管理監督を強化するというところに相なるわけでございまして、そういう点は今回の改正で、届け出の際にあたりましてのいろいろな条件なり、それからあと、設置された施設の監督、いろいろな水質等の報告の義務とか、そういう点もかなり今度の改正で強化をいたしました。これでひとつ運用をしてみまして、その施行の状況等見ました上で、国会の方針等もございまして、こゝでございまして、私ども十分検討してまいり、こゝでございまして、こゝでございまして。

○西宮委員 私も公害国会その他論議されておるのは速記録等で読んでおりますので、かなり突っ込んだ議論がされたということは承知いたしております。しかし、私がこゝで指摘をしたような問題は、いずれも重要な問題であるというので、私がこゝでまた重ねてあらためて御指摘をしたわけですから、いまいろいろ隘路も多いし、ことに水質環境基準に合格をするような水質に改めていくということは容易なことではない。ことに一ぺん、たとえば東京の隅田川にしても、ああいうふうになつてしまったものをもとに戻すというのはたいへんな努力だと思ふのです。ですからそれよりも、まだそこまでいっていかないというふうなものを未然に防止をしていくというところが、仕事としてもやりやすい、むしろ非常に悪いところまで落ち込んでしまったものを回復をするということも、これは絶対にやらなくてはなりませんけれども、同時に、これからおそれのあるところ、ところに大きく力を入れていくことも非常に大事な問題。とにかくいすれにいたしましても、さつき大臣が冒頭に言われたように、今日まで一般国民の中にも、あるいは政府の当局の中にも、下水道に対する認識が足りなかつたという点は十分反省をされなければならぬ問題だと思ふので、この機会に徹底的にこの問題の大方針を確立させてもらうというのを申し上げて、これで終わりたいと思ふ。

○天野委員長 横路幸弘君。
○横路委員 都市の防災という点から、地震の問題と交通事故の問題二つにしばつてお尋ねをしたいと思います。
最初に、今回のロサンゼルス市の災害の問題ですが、けれども、いままでもいろいろな委員会や議論がなされておりましたけれども、都市の災害として、いま過密都市の現状を改造していく、あるいは再開していくという上で大きな参考になるのじゃないか、また幾つかの教訓もこの地震の中にあるのじゃないかと思ふのです。そこで、政府の調査団が建設省のほうから行かれて、まだ細部にわたるレポートは無理であらうと思ふのですけれども、現在までのところ、これからわが国として参考にするべき問題点あるいは検討すべき点というものがあると思ふので、その点について最初に御報告をお願いしたいと思います。

○根本国務大臣 総括的に私が申し上げまして、あとは各局長から御説明いたさせます。
まず第一に、震災が日本においては最大の災害と申しますか、最もこれはおそれるべきことと申します。そこで従来建設省は、関東大地震はもとよりのこと、最近における新潟地震あるいは福井地震等の結果に基づいて、そのつど建築物あるいはダム、その他避難等の計画をいろいろ再検討いたしました。しかしながら、これがまだどうも机上の対策のようならみなしとせずと私は感じました。

またまたロスのアレが生まれたから、これは政府全体として反省、再点検する機会に使うべきだと思ひまして、私が発議をいたしまして、建設省を主体として政府各機関から調査団を派遣する、そして向こうの地震の災害の原因、結果、これを解析して日本の震災対策の一つの研究テーマにしよう、しかも、これは政府機関だけで知つておつてもだめだ、これは国民に公表すべきだ、そして現在の日本の災害対策のどの点はいじょうぶだが、どの点はウィークポイントがあるの、ということ等を率直に表明すべきだ。それと同時に、

に、国民が災害に遭遇した場合に、たとえば地下鉄に乗つておつたときにはどういふふうな心がまえであるべきか、あるいはデパートにおつたときにはどうしたらいいか、高速自動車道路に乗つておつたらどうしたらいいか、そこまで解説してやらないと、政府がせつかくだいいじょうぶだと言つても、私が一番心配するのは、それがらつときたその瞬間におけるパニックです。これが災害を大きくする。そういう点でそこに焦点を合わせて検討を命じて、最初一週間と言つたが、一週間じゃ足らぬ、十日間行つてこいということで行つて、おおよその見当はつけてきたようですが、しかし、これは非常に技術的な、また深い検討が必要なので、東京から行つた調査団とも合わせてかなり綿密な解析をさせている。それを基本として今度は中央防災会議で解析し、対策を立てて措置を講ずるということにいたしました。

各局長から一応今度の調査の結果の大綱と、今日の程度だいいじょうぶかということについての御説明をいたさせます。
○高橋(国)政府委員 大臣からただいま御報告がありましたように、ロサンゼルス市の地震の調査団が先般歸りまして、まだ完全なレポートは提出されておられません、一応短い時間内容を開かしていただいた範囲でお答え申し上げます。
道路の關係につきましては、一番問題になりましたのは高速道路でございます。特に都市内の高速道路でございます。日本も都市高速道路がございまして、そういうことから、わざわざ首都高を建設して、この人が専門にそれだけ研究してきておるようでございます。その方にお聞きしたところによりますと、ロサンゼルスにおきまして高速道路のないしは橋の設計は、日本に比べて地震に対しては非常に不十分な設計であつたということがいえるようでございます。たとえば申しますと、地震の設計の震動と申しますか水平震動は、ロサンゼルスの場合には重力の〇・〇二ないし〇・〇

六をとつておるようでございます。日本はそれに對しまして〇・二ないし〇・三五ぐらいとおるようでございます。首都高速は〇・三をとつておるわけでございますので、それから判断いたしますと五分の一ないし七分の一ぐらいの弱いものかと思ひます。それがまず第一点でございます。

そのほか、たとえば橋の橋脚をつくる場合にいたしまして、地震を考慮してない關係上非常に高い。しかも一本の足でささえているような経緯がございまして、これがやはり相当こわれているように聞いております。それから、そのほかの構造のジョイントと申しますか、あるいはヒンジと申します部分がございまして、その構造は地震に對しては非常に弱いと思ひます。ヒンジがはずれて落橋するような構造になつておるようでございます。そういうことがよくわかりましたので、実はたまたまこちらの設計図を持つてまいりましたので、向こうの技術屋に渡しまして、日本ではこゝろにやつておるといふことを示したと聞いております。また詳細なレポートが出ておりませんので、口頭で話を聞いた限りでは、日本のほうがはるかにすぐれた、地震に對しましては、都市内の高速道路につきましては関東大震災級の地震に對しましては十分なように設計されておりますので、今回のロサンゼルス市の程度の地震でしたら、若干の亀裂等はあるいは入るかも知れませんが、落橋することになりまして人命に被害を及ぼすようなことはまずなかつたと思ひます。

○横路委員 建築物についてはどうですか。
○多治見政府委員 建築物につきましては、たまたま道路局長からお答えいたしましたことと大体同じような感覚で、最終的にはまだ詳細なことを聞いておりませんが、建築物の単位としての構造等につきましては、道路の場合と同様、わが国の従来の構造理論は非常にきびしい耐震構造を適用いたしておりますので、ロサンゼルス市の現

在の建築物は、たまたまロサンゼルス市の地震の調査団が先般歸りまして、まだ完全なレポートは提出されておられません、一応短い時間内容を開かしていただいた範囲でお答え申し上げます。
道路の關係につきましては、一番問題になりましたのは高速道路でございます。特に都市内の高速道路でございます。日本も都市高速道路がございまして、そういうことから、わざわざ首都高を建設して、この人が専門にそれだけ研究してきておるようでございます。その方にお聞きしたところによりますと、ロサンゼルスにおきまして高速道路のないしは橋の設計は、日本に比べて地震に対しては非常に不十分な設計であつたということがいえるようでございます。たとえば申しますと、地震の設計の震動と申しますか水平震動は、ロサンゼルスの場合には重力の〇・〇二ないし〇・〇六をとつておるようでございます。日本はそれに對しまして〇・二ないし〇・三五ぐらいとおるようでございます。首都高速は〇・三をとつておるわけでございますので、それから判断いたしますと五分の一ないし七分の一ぐらいの弱いものかと思ひます。それがまず第一点でございます。

実の建築物に比べましてこちらのほうが相当強いということのようでございます。最終的にはまだわかりませんが、御承知のように関東大震災を初めといたしましての教訓を生かし、その後最近で申し上げますと新潟、十勝沖縄地震というふうなものも全部参考にしまして、御承知のように建築基準法が今年一月一日から改正施行になりました。その中で耐震強度につきましては相当強い規定を置いておりますので、耐震的には、単体の建築物自体、高層の建築物につきましてはまあだいいようぶという自信が持てるというふうに考えております。

○横路委員 内容についてはおいおい聞いていきますけれども、そこで国では、災害対策基本法というものが昭和三十六年に制定されて、それに基づいて防災基本計画というものが設定されており、また各省には防災業務計画というものが、建設省にもあるようであります。

そこでお尋ねしたいのは、これは中央防災会議のほうになりましたけれども、災害対策基本法あるいは防災基本計画あるいは各省の業務計画を讀んでみると、災害の復旧対策という面に非常に重点が置かれていて、基本法そのものがそうなるというわけですね。一番大事な災害の予防という面が非常におろそかにされているんじゃないかというふうに考えるのですけれども、中央防災会議のほうで検討しようと考えていますが、いかがなものですか。

○高橋説明員 お答えいたします。災害対策基本法は、御指摘のように災害が発生した後の応急措置、これも含めて考えておるわけでございます。

なお防災基本計画におきましては、災害を未然に防止、軽減するということを理念といたしまして、国土保全その他の予防措置についても十分力を入れるように災害基本計画において指導目標として掲げており、それに基づいて各省の防災業務計画あるいは地域防災計画においても取り上げて実施している、このように考えております。

○横路委員 ところがその災害基本計画に、災害予防という点もその中にももちろんあるわけでありまして、基本法の中にもありますけれども、災害予防というところで書かれているのは何かというところ、結局ここは防災の組織整備ということと防災訓練というこの二つだけなんです。だから各省の業務計画も結局訓練と組織の整備、災害が発生した場合にはそれを未然にやっておこうという点にどうも中心があるように思われるのです。そのことで私は法律だけを問題にしているのではなくて、そのことが中央防災会議の活動なり各省の災害予防の活動に影響を与えているんじゃないだろうかというのが心配なわけです。

そこで一つお尋ねしたいのは、昨年の三月二十三日に消防審議会で、東京地方における震災火災対策に関する答申というものがなされました。その中でいろいろな点が指摘されているわけですね。この答申を受けていままで中央防災会議は一体何をやってこられたのかという点をお尋ねしたいと思います。

○高橋説明員 三月に出されました消防審議会の答申に基づいて、国の総合的な施策が必要であるということにおきまして、五月に中央防災会議に入りの部会を設置いたしました。この八つの部会は、都市防災化部会、交通運輸部会、避難部会、整備部会、救護部会、情報部会、中枢部会それから総括部会、この部会でございまして、それぞれ関係する各省に一つの部会ごとに参加していただきまして、その部分について一番関係する省が責任を重ね、現在検討しておる段階でございます。

なおオスの今回の調査成果も十分取り入れてさらに検討を精微なものにしてまいりたい、このように考えております。

○横路委員 この消防審議会の答申、ここで指摘されている事項というのは、実はおたくのほうの、いつつくられたのかわかりませんけれども、災害対策基本法に基づく基本計画ですね。基本計画の中に全部指摘されている事項、あるいは検討

すべき事項として書かれている項目がほとんどそのまます審議会の答申になっているわけですね。そうすると、先ほど建設大臣のほうも、従来災害対策というところでも机上の計画であって、具体的な内容というのにはなかつたんじゃないかということ、今度のロサンゼルス地震から感じ取ったというふうなことを御答弁いただきたいけれども、つまり抽象的にはいろいろ規定されて、基本計画というものの抽象的な項目としては、昭和三十六年に規定された法律に基づいていっているわけですから、その当時できていたわけですね。ですから問題は、また抽象的ないろいろな事項の検討をやつてみても、具体的にこの対策をどうするかというところがなければ、法律だけつくつて、あるいはこういう計画だけつくつて、あとは全然知らぬというのでは、行政は何もしないというのではやはり困るわけです。そこでいま進められている八つの部会に分かれての作業というのは、具体的にどういった内容を検討されているのですか。東京都あたりのいろいろな答申を讀むと、非常に具体的に、避難であれば避難場所、どの地点にどういうふうにあいにくるかというふうなことを、都市の開発、改造と合わせて計画してやっているようでありまして、その辺のところはどういう具体的な作業になって、いつごろをめどにどういふ対策をまとめられるのか、その辺をお答えいただきたいと思ひます。

○高橋説明員 各部会を詳細に……

○横路委員 作業の内容と、それからいつごろをめどにして、どういふことをやろうとしているのかということ、概略でけっこうです。

○高橋説明員 作業の内容については各部会においてそれぞれある程度、その具体的な被害想定を考慮に入れながら、できるだけ具体的に問題を詰めていくということで現在作業を進めていたわけでございます。それから作業の目標といたしましては、当初年央というふうに考えておりましたけれども、この前の参議院の予算委員会での山長官の答弁にもありまして、できるだけ早く詰

ろということ、一カ月でも二カ月でも早く詰めていくことで、現在四月初旬には各部会の問題を煮詰めて、総括部会にはかつた上で中央防災会議にかける、このような予定をしております。

○横路委員 それは関東地方南部ということに限つての対策ですか。それとも、まだまだコンビナート一帯の、たとえば名古屋地方なら名古屋地方の中でも同じような問題があるわけですね、そういうような地域性をそれぞれ考慮されながらいろいろな地方についてやっているのか、あるいは関東地方南部だけに限つてやっているのか、それはどうなんですか。

○高橋説明員 大都市問題は、関東地方、東京を中心とする神奈川、埼玉、千葉、これに集中的に問題が表現されているように考えられますので、まずある程度具体的なことを頭に描いて対策を樹立すれば、それがほかの中京地区あるいは阪神地区、これにも当然あてはまるであらう、このようになつて対策を進めていくわけでございます。

○横路委員 一般的にはそうでしょうけれども、しかし地盤の関係とか木造建築の割合とか、道路のいろいろな構造とか、それそれや地域による特殊性というのがあるわけですね。そうするといまの段階では、関東地方だけでもけっこうでしようけれども、結局はこの地域の防災計画だつて立てなければならぬことになつていくわけですね。ですから、その辺のところはどうなるか、ほかの地域についてどういふことをおやりになるかというのを、お考えはなさいませんか。

○高橋説明員 中央防災会議において検討する事項については、基本的な事項でございますので、各地域の特性をどの程度生かされるか、時間との関係もございまして、できるものからきめていきたい、このように考えております。なお具体的な問題については各部会でそれぞれ具体的に詰められる問題かと思ひます。

○根本国務大臣 私に質問はないけれども、たぶんこういふことだと思ひます。いままで防災会

議のほうでやったように、防災会議のほうで一つの基本的な計画、一つの一般的な規定はやっていくようにです。これを私は、いまあなたが御指摘になったように、具体的な地域にアプライして訓練しなければ意味なさぬじゃないか、こういうことをばくは指摘しておるわけです。したがって、私は、これは防災会議だけに責任を負わせることはいけない。それで、たとえば通産大臣については、いまの石油コンビナートの地区あるいは鉄鋼コンビナートの地区、これには防災会議で示された事項を具体的に各企業別に、震災が起こった場合にどういうふうな措置をするか、避難をさせるか、こういうふうなものを一つずつつくらせるといふように指導してほしいということまで申し上げておきます。これは特に最近のように化学工場が非常に密集して、しかも大都市に接続しているところにおいて、一般的な避難とか何とか言ったってだめだ、その意味では私は提言しておるのです。その裏づけになる基本的な政策は防災会議でやる。それから今度は、神奈川県なら神奈川県としてどうする、それから神奈川県なら神奈川県としてどうする、具体的に、単に行政機関でどうするああするといふ机上計画でなく、というのは、私はその意味なんです。たぶんあなたの御指摘もそうだろう、こう私は思います。

それからもう一つ大事なことは、たとえば電気関係です。送電線がどうなるかわからない、配線関係がどうなるかわからない。その次に一番大きな問題はガスです。ガス事業が、これはいまの未だの補強工作するほかに、震災になったときにどういうふうな東京瓦斯が人員を配置して、そうして予防措置に、あるいはまたその消火につとめるか、こういうふうな問題がある。それから地下鉄あるいは学校、それからデパートが、昼中にきたときにどうするか、これもやはり一つ一つ実習すべきだと思ふ。そうしたものを積み重ねて修正していくことでなければ、ただ単に役人が集まって、こういう審議会から答申があったからこうやるなんていうのは、それはなかなかだめだ。今度聞

いてみると、ロサンゼルスのある地震はたった一分間です。その一分間に瞬間的にきたときに、みんなあわてて先を争ってだつと出たらパニックになってしまふ。それが大きいから、そのときにばつと動けるような準備をすることが必要だということ、その点は山中長官も全くそのとおりだということ、いままでの研究を進めていくほか、今度実動をやってみて、これは全国全部一緒にやるわけにいかぬから、スポット的に取り上げて演習をして、さらにこれを国民とともに対応する施策をつくらう、こういうことになっている。そういうふうなことをいいたすわけでございますから、その点をひとつ御説明申し上げます。

○横路委員 建設省の関係については、建設省の防災業務計画もあるようなので、これから具体的にお尋ねをしていきたいと思いますが、その前にひとつ防衛庁にお尋ねしたいと思ふのです。

いまそういうことで、中央防災会議のほうで作業が進められている中で、つい先日自衛隊の災害派遣計画というものが、この答申に基づいてということで発表になりました。各省まだこういう具体的な対策がほとんどなされていない中で、非常に手回しのいいことだろうと思ふのですけれども、また時宜も得ていると思ふのですけれども、これは現在何かばつと出てきたような印象が非常にするわけですね。いままでの作業過程と、なぜこういう時期にこの計画が発表になったのか、その点ちょっとお尋ねしたいと思ふのです。

○福田説明員 先日九日に、関東地区に大震災が発生した場合の自衛隊の災害派遣の計画につきまして、原案を作成いたしましたとして一般に発表いたしましたわけでございますけれども、この計画をつくりまして発表いたしました経緯、ねらいと申しますか、そういうことについての御質問かと思われまふので、若干詳しく申し上げたいと思ふのです。

まず、なお昨年の四月から本年の一月末までの間、約十カ月に三万一千名も出動いたしているわけでございます。幸いにして関東地区については、最近大きな災害が発生して都道府県知事、東京都の場合は東京都知事からの派遣要請というものがなかった、こういうこともあるわけでございますが、各地におきましては、それなりの経験を持つておる。特に東京都につきましても、あるいは関東地区につきましても、それなりにそれぞれの方面隊におきまして計画を持つておったわけでございます。ところが、たまたま昨年の三月二十三日に消防審議会が答申しました関東大震災の六十九年回帰説、プラス、マイナスイ三三三といふことで、昭和五十三年以降に関東地区に大きな災害が発生するだろう、その場合における被害想定を消防審議会のほうで消防庁長官に、諮問を受けた、答申をしておる、こういうことでございまして、昨年のこの答申を私も見まして、これはたいへんな作業をして、これに対する派遣計画をつくっておかなければ、いざというときに都道府県知事、すなわち東京都知事から災害派遣の要請があったときに、自衛隊としてはその責を全うすることができない。そこで鋭意、いままでの各方面隊等において計画いたしておりました派遣計画といふものを全部集約いたしまして、関東地区に大震災が起きた場合における自衛隊の派遣計画をつくらう、こういうことで第一次案を、これは実は内部的なこととございまして、昨年の五月につくり上げたわけでございます。それをさらに検討いたしまして、いろいろ計画の欠陥等も内部で指摘し合ひながら、さらに昨年末一応の案をつくり、その後さらに完成を急いでおったわけでございますけれども、たまたま先月末の段階で一応のところまで上がった。そこでこの案をサマライズいたしまして、そして九日に一般に発表いたしましたこととございまして、もちろんねらいといたしましては、自衛隊はいつでも、たとえ関東震災のような大規模な災害が発生しな

くても、それ以下の場合においてもこれだけの用意がございまして、これを一般に申し上げるものが、これは自衛隊法に災害派遣についての責務がございまして、発表するのが当然のことかと、かように考えまして、一応の案のでき上がったところで発表させていただいたというのがいきさつでございます。

○横路委員 発表したのはサマライズしたものだということですが、そのもとになったものがあるわけですね。それを私たちのほうにいただかせんか。資料として提出はしていただかせんか。

○福田説明員 これは非常に膨大な資料でございますが、しかもその中にはまだ検討の余地のあるものもございまして。いわば、たとえば一例を申し上げますと、東京都を中心にして大きな災害が発生した。そこで何々地区に自衛隊を百名なら百名派遣する。そこへヘリコプターでこの地区にヘリコプターのおりる場所がないといふことでいろいろさがして、学校の校庭、ないしはそれ一つだけにおきますと、そこに避難民がいるといふような場合にはヘリコプターの離着ができないといふことで、さらにもよりのそれに類似の箇所をさがす。しかもそれを一々足で現場に参りまして、大体のところを調査しておるのでございますけれども、学校の校庭を一メートル尺を当てるわけにまいりません。したがって、大体の見当といふようなこともございまして、非常に研究はいたしておりますけれども、まだ詰めなければならぬ問題がたくさんあるわけでございます。一応のめどはできております。しかしその資料といふものは必ずしも十全のものでございせんので、いまの段階で膨大な資料を一般に発表するということは差し控えていただきたい。しかし、このサマライズして一般に私どもが発表させていただいたものについては、この限度については、まずまず責務を果たし得るであろうといふ一つのめどをつくりまして発表させていただいたわけござ

ございますので、その辺のところを御了承いただきたいと思います。

○横路委員 時間がなくなつたのですけれども、この被害想定は、これは消防審議会の答申を想定しているわけですが、あとはおたくの省独自でもって資料を集められたものをもとにしてまとめられたものですか。

○福田説明員 これは東京都の資料あるいは各都府で発表された資料、そういったものをあわせて、同時にまた独自で調査したものも含めまして、いろいろの資料を基礎にしております。

○横路委員 この内容についてはさらに詳しく別の機会にやっておきたいと思つておられますが、最後に一つだけ伺いたいと思つておられるのは、たとえばここで浄水なり配水なりについてどれだけの可能性が出てくるか、それについて事態の想定というものを防衛庁がやられているわけですが、あるいはガスなり水道についても、それぞれ防衛庁のほうでどういふ事態が起きるのかということ、これを想定して、配水可能はどのくらいあるのか、これはどのくらいということの中で想定してございます。そうすると、そういう事態というのがどういふ事態になる、つまりここにある消防審議会の答申の被害想定をした場合、現実にはガスなり水なり電気なり、あるいは道路なりというのがどういふ状態になって、それを防衛庁独自の計画で決めども、どれくらいかかったらその被害回復ができるのか、その辺のところはどういうぐあいにお考えになつておられるのですか。

○福田説明員 ガス、水道、電気、道路というふうにございますけれども、私どもがこの計画でねらいをいたしておりますのは、まず第一に人命救助、それから避難誘導、それから三つ目の柱といたしまして道路の啓蒙、この三つにしようとしております。その人命の救助という点については、これはもう直接的な自衛隊員の行動によつて、非常に危険にさらされておられる避難民の方をとにかくお救いするということが中心でございます。それから

第二の避難誘導につきましては、これはさらにいろいろ方々を火事であるとかその他からお守りするということで避難誘導する。その次に、先ほどちょっと申し落としたのですが、避難誘導と同時に救護というのを考えております。救護の面につきましては、申し上げました水ということに力を入れております。その水でございますけれども、私どももいたしまして、被害想定ということよりも、自衛隊の総力をあげてどの程度の浄水ができるか、どの程度の配水ができるかというぎりぎりの線を、しかも可能な線を検討して出しております。

なお、道路の啓蒙につきましては、ブルドーザーとかバケットローダーとか、その他一連のドーザー類を出しまして、これは全国動員して五十両でございますが、一時間に二千五百立方メートルの道路啓蒙のための障害物の排除ができる。これはぎりぎりのところを出しておる。しかし、これはあくまで一応私どもが出しております試算でございます。被害はもつともっと大きいという心配は当然念頭に置きつつ自衛隊としてのぎりぎりの可能な線、能力を算定した、こういうことでござい

○横路委員 私のお伺いしているのは、ガスとか水道というのとはまったく異なるのはつかえたりするわけですね。たとえばガスなり水道なり、回復するのにはどのくらいの日数がかかるのか、全部もとの状態にはどのくらいかかるのか、道路についてはどうなのかということを一応おたくのほうで想定されて、そしてこういういろいろな数字が出てきています。その点をあとの議論の参考に、ちょっと防衛庁のほうで計算されたものを御発表願いたいと思つておるのです。

○福田説明員 これは決して権威のあるものではございません。私どもというよりも自衛隊が中心になりましていろいろの資料、それからいろいろの先例、と申しますのは関東大震災当時の経験あるいは諸外国の地震の例というものをいろいろ検討いたしまして出しました一応のところ

でございますので、これは決して権威あるものではございません。しかしその期間は、少なくとも私どもが給水活動その他をやつていかなければならぬという一つのめどとして出したものでござい

ますので、その点は事前に十分御理解をいただいております。お聞き取りいただきたいと思つておるが、水道につきましては一部復旧が最低七日、最低で七日はかかるだろう、全部復旧はやはり四カ月以上かかるのではないかと、こういう見通しに立っております。ガスについては、やはり四カ月以上かかるなければ完全復旧はしないであろう。電気につきましては、一部復旧が、これは非常に早くなくてござ

います。二日間、二日以後に一部復旧をするのであろう、全部復旧するのは、これはあるいは計算が違つておられるかもしれませんが、非常に早いのでござい

ますが、三日以後に全部復旧する可能性はあるだろう、こういうふうな算定はしております。道路につきましては、これはもう幹線道路を中心にして考えてござい

ますので、これはもう幹線道路を中心にして考えてござい

ますので、これはもう幹線道路を中心にして考えてござい

ますので、これはもう幹線道路を中心にして考えてござい

ますので、これはもう幹線道路を中心にして考えてござい

昭和四十六年三月二十二日印刷

昭和四十六年三月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

A